

中部社会福祉学研究

第8号

2017.3

日本社会福祉学会中部部会

中部社会福祉学研究 目次

2017. 第8号

日本社会福祉学会中部部会

シンポジウム

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会2016年度秋季研究例会

高島進先生から何を学び引き継ぐか

—社会福祉研究の課題—

シンポジスト

「社会事業史研究と社会事業史研究会・学会における高島進先生の貢献」 大友昌子 …… 1

「日本における英国社会事業史研究への高島進先生の貢献」 木戸利秋

「日本社会福祉学会中部ブロック部会の発展における高島進先生の貢献」 中田照子

コーディネーター

伊藤文人
河合克義
喜多一憲

論文

外国人介護福祉士候補者の技術習得の

速度及び技能水準の評価

—インドネシア人候補者と日本人職員との比較を中心に—

伊藤鏡 …… 11

小地域福祉活動における持続可能な福祉コミュニティづくり

—韓国「希望福祉共同体」の活動を中心に—

李省翰 …… 23

青年の評価による親の子育ての質尺度作成の試み

—青年期のSense of Coherence及びソーシャルワーカーの支援との関連をふまえて—

藤津加奈子 …… 37

山崎喜比古
後藤澄江

書評

『沈みゆく大国 アメリカ』

「アメリカの医療改革の経過と現状」

杉本貴代栄 …… 47

『これからの社会的企業に求められるものは何か：

カリスマからパートナーシップへ』

岩満賢次 …… 53

ソーシャルワークという倫理

『ソーシャルワークの倫理と価値』

須藤八千代 …… 55

高島進先生から何を学び引き継ぐか — 社会福祉研究の課題 —

去る5月24日、日本福祉大学名誉教授で日本社会福祉学会名誉会員の高島進先生が逝去されました。

高島先生は、長きにわたり日本福祉大学で教鞭を執られ、中部地域の社会福祉研究をリードされてきました。また、中部地域のみならず、わが国の社会事業史研究、社会福祉政策研究にも多大なる功績を残されました。

高島先生が亡くなったいま、残された私たちが何を学び、何を引き継いでいくべきかを考えるためのシンポジウムを企画しました。多くの皆様のご参集をお待ちしています。



11月19日(土) 14:00~17:00 (開場13:30)

**会場 日本福祉大学名古屋キャンパス北館8階
名古屋市中区千代田5-22-35
(JR・地下鉄「鶴舞」駅より徒歩5分)**

シンポジスト

大友昌子氏 (中京大学教授・社会事業史学会会長)

「社会事業史研究と社会事業史研究会・学会における高島進先生の貢献」

木戸利秋氏 (日本福祉大学教授・日本福祉大学社会福祉学会運営委員長)

「日本における英国社会事業史研究への高島進先生の貢献」

中田照子氏 (愛知県立大学名誉教授・元日本社会福祉学会中部部会担当理事)

「日本社会福祉学会中部ブロック部会の発展における高島進先生の貢献」

コーディネーター 伊藤文人氏 (日本福祉大学准教授)

指定討論者 河合克義氏 (明治学院大学教授)

喜多一憲氏 (全国児童養護問題研究会会長)

【主催】日本社会福祉学会中部地域ブロック部会

【共催】一般社団法人日本社会福祉学会

【後援】社会事業史学会 総合社会福祉研究所 日本福祉大学社会福祉学会

お問い合わせ先：日本社会福祉学会中部地域ブロック担当理事・山田壮志郎

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田 日本福祉大学社会福祉学部

TEL 0569-87-2211(代) FAX 0569-87-1690(代) E-mail-ysosiro@n-fukushi.ac.jp

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会 2016 年度秋季研究例会

高島進先生から何を学び引き継ぐか

— 社会福祉研究の課題 —

シンポジスト

中京大学教授・社会事業史学会会長

大友 昌子

日本福祉大学教授・日本福祉大学社会福祉学会運営委員長

木戸 利秋

愛知県立大学名誉教授・元日本社会福祉学会中部部会担当理事

中田 照子

コーディネーター

日本福祉大学准教授

伊藤 文人

指定討論者

明治学院大学教授

河合 克義

全国児童養護問題研究会会長

喜多 一憲





山田壮志郎先生（日本福祉大学）：ただいまご紹介に預かりました日本社会福祉学会中部ブロック部会担当理事を務めております、日本福祉大学の山田です。本日はお足元の悪い中、本部会の秋の研究例会にご参加いただきありがとうございます。

私は、本年5月より、本ブロック部会の担当理事を仰せつかっており、このように公の場のごあいさつをさせていただくのははじめてのこととなります。慣れない役回りで少々緊張しておりますが、主催者を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

去る5月24日、日本福祉大学名誉教授で、日本社会福祉学会中部部会の担当理事も長くお勤めになった高島進先生がお亡くなりになりました。ご存知のとおり、高島進先生は、真田是先生、一番ヶ瀬康子先生らとともに、戦後の社会福祉研究の第一線で活躍されてきました。とりわけ、イギリス社会福祉発達史における業績は、社会事業史研究はもとより、社会福祉の理論形成に多大な影響を与えました。

高島先生が亡くなられたいま、残された私たちは、先生のお仕事からなにを学ぶべきか、あるいはなにを引き継ぐべきなのか、改めて考え直す機会を設けたいと考え、本日の研究会を企画いたしました。

本日は、日本社会福祉学会の会員だけでなく、高島先生のご指導を受けられた日本福祉大学の卒業生や、関わりの深い福祉関係者のみなさまが全国からお集りになっていることと思います。

私自身も日本福祉大学大学院博士課程進学当

初は、高島先生に指導教員をお願いし、たいへんお世話になった者の1人です。本日こうして、恩師を追悼する催しを、中部部会担当理事となつてはじめての仕事として企画することになったことを感慨深く思っております。

なお、本企画の開催にあたりまして、日本社会福祉学会に共催団体になっていただき、本日は岩崎晋也会長にもお越しいただきました。また、ご後援をいただきました、社会事業史学会、総合社会福祉研究所、日本福祉大学社会福祉学会をはじめ、多くの関係者のみなさまにもご協力を賜りました。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

本日の企画は、学会が主催する研究会です。単に高島先生の死を悲しみ、偲ぶということにとどまらず、今後の社会福祉学研究の発展に資するような、学術的な議論が活発に交わされることをご期待申し上げます。

それでは、限られた時間ではございますが、参加者のみなさまにとって実りある研究会になることをお祈り申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。

〈黙祷ののち、日本福祉大学木戸利秋先生より、社会事業史学会が行った高島先生へのインタビューの映像が紹介される。〉



・報告1 大友昌子先生
(中京大学・社会事業史学会会長)

「社会事業史研究と社会事業史研究会・学会に

おける高島進先生の貢献」

ただいまご紹介いただきました、中京大学の
大友と申します。よろしくおねがいします。高
島先生も会長を務められた社会事業史学会の役
をさせていただいております。高島先生に比べ
ますと弱体な存在でございますが、高島先生を
めぐっての現在でのまとめをさせていただく
ということでお許しいただければと思います。

5月24日にご逝去されました。お通夜とご葬
儀に参加させていただき、たいへん印象深かつ
たのは、背景に流れていた音楽でした。どなた
が選曲されたのか、1950年代後半にあった「歌
声喫茶」で歌われた「ボルガの舟唄」と「カチュ
ーシャの歌」の2曲が流れていました。先生は
東京の生まれで、青年時代に歌声喫茶に通われ、
この2曲とともに過ごされ、その中から、戦後
の学術的な活動、大学での研究・教育、社会的
な運動に関わりが生まれてきたことを痛感しま
した。

4つの柱で話をさせていただきます。

1つめは、「高島進先生、社会事業史学会の歩
みとともに」です。高島先生の研究範囲は、た
いへん広がった。その中心柱は歴史研究で
あったということは、疑うところはありません。
社会事業史学会は、1973年5月に社会事業史研
究会として発足しました。先日、学会の45年史
を編集しようということで相談をしていたとき
に、初期の頃の話をお聞きしたいということが
出てきた。21人の発起人で発足したが、社会事
業史学会のことをよく知っているのは、吉田久
一先生、一番ヶ瀬康子先生、高島進先生の三巨
頭であったという話をしていた。

社会事業史研究会は、1998年に社会事業史学
会に改組となりました。学会となったあと、吉
田久一先生、一番ヶ瀬康子先生に続いて、2003
年に第3代会長として就任され、3年間会長を
されました。高島先生が会長をされている下で
2004年に「史資料問題特別委員会」「社会福祉
歴史教育に関する小委員会」が発足しています。

歴史研究では、史資料が基本であることは周知
のとおりですが、その史資料が貴重なものであ
ることを周知し、粗末に扱われ、破棄されてし
まう史資料は大切であり、保管しておいてほし
いということに対社会的活動しようということ
で、このような委員会ができました。

国家試験制度ができ、歴史教育が軽んじられる
ようになりました。「歴史教育に関する小委員
会」は、社会福祉学の中で歴史教育は原論にあ
たり、社会福祉の理論とも重なる重要な領域で
あり、社会福祉の歴史教育を重視すべきだとい
うことを学会、厚生労働省に訴えるという趣旨
から発足している。2005年に、日本社会福祉学
会において自主シンポジウムを開催し、国家試
験制度についての検討と見解のまとめを提起し
た。

2009年には名誉会員となっていられしま
す。このときのことをよく覚えているのは、
花束を受け取ったとき、「これで学会費を払わな
くて済むようになる。年金生活者にはありがた
い」というご挨拶をされていたことです。

次に、学会誌『社会事業史研究』にみる高
島進先生のご研究について述べたいと思います。
資料では、年度ごとに、高島先生のご年齢、論
文等のテーマ、キーワードと内容の簡単なまと
めを載せています。それぞれの時代背景、年齢
などと組み合わせ、どのようなことをかんが
えていらっしかったのかを振り返るために整理
をしてみました。

1973年、「社会事業史研究」創刊号の第一論
文が高島先生のものでした。テーマは、「戦後日
本におけるイギリス救貧法研究」で、研究史を
取り上げたものであった。「社会事業」「資本主
義の歴史」「貧困化法則」「生活難への社会的対応」
というようなキーワードを使いながら「社会事
業・社会保障研究における救貧法・救貧制度の
歴史的研究の意義」、「社会事業と救貧法はとも
に階級支配の機関である国家政策に規定される」

というような内容が記されていました。

1976年には、巻頭言において「第二次世界大戦下の社会事業」というタイトルで、国連の人権宣言や社会保障権などについて言及していません。「戦後の福祉国家は、現代資本主義国家の別称であり、独占資本の強化は、民主主義、社会保障・社会福祉を空洞化させる」。「戦時下の社会事業の解明は人類的権利である社会保障・社会福祉のあり方と方向を明らかにする」、「社会事業の歴史研究では、資料不足を越える粘り強い努力が必要」というような内容でした。

1981年、「両大戦間期の社会事業」という巻頭言を書かれています。このころ「日本型福祉社会論」が出てきており、これは、「社会保障・社会福祉の根本的否定であり、軍事費膨張、民主主義の破壊、教育文化の反動化の中で進んでいる」という内容です。

1983年、「絶対主義期救貧制度と社会事業史」というタイトルで、イギリスの絶対主義政権とエリザベス救貧法をベースにしながら、日本の救貧制度は隣保相扶であったことに注目し、イギリスの絶対主義を対照に日本の天皇制絶対主義を規定し、この天皇制絶対主義が「前近代的慈恵性が日本の低福祉の構造化を生み出すし、戦後の『日本型』福祉社会建設にも「自助・互助」という言葉として引き継がれている」として、息の長い着眼であったといえます。

1984年には、高野史郎氏（明治学院大学）との共著で、「COS 史研究に関する資料及び文献の紹介」を掲載しています。

1987年には「戦後日本における救貧法研究(2)」として、さまざまな救貧法研究の成果を取り上げ、レビューをされています。特に紙幅が使われていたのが佐藤清隆氏に関する記述である。イギリス浮浪者研究であるベイヤーの社会史的視角の紹介を詳細に行っている佐藤氏を取り上げることで、社会史的な視点というヨーロッパでの研究の流れを受け止めていらっしゃいます。ベイヤーはマルクス主義講座派の歴史

段階論という枠組みから、抑圧、差別、貧困いう状況に置かれた「浮浪者」が、「どんな生活を送っているのか」「なぜ浮浪者になったのか」「なぜ浮浪者から浮かび上がれないのか」ということをさまざまな視点から小説等を用いて分析しており、高島先生に、新しい歴史研究の方法が入っていらっしゃる段階なのではないかと思っています。

1992年には、「戦後日本における救貧法研究(3)」が掲載されており、1987年の続きとして位置付けられます。ここで、「救貧法はイギリス社会の歴史の中で巨大な存在である」とされています。19世紀から20世紀にかけてのイギリスは、西洋社会史の研究者である川北稔氏によれば「救貧パラノイアであった」と述べているように、イギリス社会が救貧に夢中になり、お金と労力と知恵を注ぎました。この意味で、近代イギリス社会において救貧法は大きな存在で、経済・社会・文化の領域でも重要であると高島先生は、言及されています。

それと同時に、疾病問題、感化施設、マルサス研究などこれまでとは違った角度から、網羅的に紹介されています。

2000年から2002年には浦辺史先生、重田信一先生、小川政亮先生へのインタビューを載せていらっしゃいます。

2005年の巻頭言では、「社会福祉学における歴史研究の役割」として、社会福祉学会における歴史研究の不十分さについて述べられています。この中では、鋭い政治的発言をされています。「資格主義」であり、また、高校教育における歴史教育の軽視について触れられています。また、バブル経済崩壊以降の格差の拡大、小泉内閣の社会福祉・社会保障の見直し、そして労働組合の主流である連合は何をしているのか、というようなことを述べられています。

2007年には吉田久一先生が亡くなられたときの文章、2012年には高島先生へのインタビューが掲載されています。

3つめは、高島進先生の社会事業史学会における研究の特色についてです。研究の特色を振り返るとき、その時代的背景と切り離すことはできません。特に1933年にお生まれになっており、1931年の満州事変にはじまる15年先生の起点ともいう時期に誕生されました。第二次世界大戦の終戦時には12歳でした。その後、東京大学西洋史学科に進まれ、卒業論文は「両大戦間期のイギリスの失業問題と社会保障の成立」であったとされています。

高島先生の学会活動を通して為されてきた研究の特質は、戦後の民主化推進の社会的気運と講座派マルクス主義の歴史観が主流の社会科学の中で、社会事業史研究の理論家として、1つの立場を確立されたところにありました。

その1つの立場が、「三段階論」という構想です。その三段階論については、のちほども発言があると思いますが、社会事業史研究会の前身の近代社会事業研究会で、小川政亮先生などと議論したことなどが基本となっているとおっしゃっています。その三段階論を巡って、孝橋・高島論争も出ましたし、宮田和明先生も加わっていらっしゃいます。

1989年のベルリンの壁崩壊、1991年のソビエト連邦解体は、その後の歴史研究に大きな影響を与えました。マルクス主義の歴史観を踏まえておられた高島先生は、この大きな歴史変動をどのように自らの中で解釈されていたのかを聞きたいと思っています。いまとなっては推論するしかないのですが、高島先生へのインタビューの中で、次のように述べていらっしゃいます。

「何しろね、学生時代に自分の魂にそれなりに問いかけるものがあったのはね、心の琴線に触れたのはね、マルクス主義以外なかったんですよ。マルクスを勉強していればね、歴史だけじゃなくてさ、現実の社会をどう捉えるかということを教えてくれるわけですね」

このような言葉から、私は、1989年のベルリンの壁崩壊以降の先生のお気持ちを推論することができます。

これまで述べてきたように、日本の戦後歴史学や社会科学におきましては、新しい日本を生み出すために、その批判的枠組みの根拠として、マルクス主義が社会科学の代表的な思想論理として受け入れられてきた時代が長く続きました。私も学生でしたのでその時代をよく知っています。しかし、戦後の冷戦構造は、マルクス主義的な枠組みの社会科学の有効性を認知させるものでもあったが、ベルリンの壁崩壊以降、歴史学、社社会学においてもマルクス主義の大幅な退潮が見られました。私自身は、マルクス主義的な段階論という立場を取りません。混沌とした歴史的社会事象を、経済という一元論で究明できるのかという疑問は残るものの、論理の一貫した、時間軸を超えて、ローカルからグローバルまで鳥瞰できる論理であるマルクス主義的歴史観は、質の高い論理であり学術的成果であり、今日でもその有効性は、連続していると考えています。

高島先生は、繰り返し体现されたマルクス主義の考え方、歴史観、資本主義における諸矛盾に対する強い批判的精神を持っていらっしゃいました。現在、新保守主義と呼ばれる時代、自由放任資本主義における倫理性の働かない経済行為等々が世界中に広がってきている。資本主義の限界が来ているのではないかという意見も聞かれる。「おかしいのではないか」と批判の声を上げることができたのが、マルクス主義の人たちでした。しかし現在、このような立場の方たちが大幅に主張を後退させており、資本主義、新保守主義に対する批判者が減ってしまっているという状況は、日本の民主主義、社会福祉の現状にとって不健康な事態ではないかと思っています。現代社会で社会福祉を大きく相対化する理論は、他にも考えられないわけではないが、

マルクス主義は、大きく相対化、批判することができる理論である。今後も絶えることなく、歴史の中で浮いたり沈んだりを繰り返すのではないか、それぐらい有効性を持っているのではないかと思っています。

最後に、1点だけ私の考え方を付け加えさせていただくと、社会福祉学は、社会福祉領域において研究方法論にもっと自覚的であってよいのではないかと考えています。歴史研究は研究方法論の1つ、つまり、時間軸の中での比較が歴史研究という研究上の方法論であると考えています。歴史研究の方法論の中でもさまざまな立場があり、このような点にも自覚的でなければなりません。高島先生の筋の通った、理論的なメリハリのある歴史研究が鏡になると受け止めています。高島先生のインタビューの中から、5つ挙げておきました。

- ①歴史学は批判の学問
- ②歴史と理論は不可分
- ③社会福祉の現実に影響を与える歴史研究でなければならない
- ④自分なりの社会福祉理論をもった歴史研究
- ⑤残念ながら社会福祉サービスは人間的諸権利を保障する福祉国家の方向ではなく、企業の参入などを図る公的責任の放棄を進めている。

このように一定の側面で大きく当たっていると受け止めている。こうした高島先生の言葉は我々にとって重要な指針になるとと思っています。



・報告2 木戸利秋先生

(日本福祉大学・日本福祉大学社会福祉学会運営委員長)

「日本における英国社会事業史研究への高島進先生の貢献」

私は、日本福祉大学の学生の頃、高島ゼミに入っていました。イギリスのテキストをするということで、4名しかいなかった。ちょうど1980年頃で、日本型福祉社会論において西洋の福祉国家の否定ということを前提の上に議論されていたことから、なぜそうなっているのかということで高島先生のゼミを選び、お世話になっております。

戦後の一部のところを研究していることから、イギリス社会事業史研究全体というところでは、身に余るところもありますが、考えさせていただいたところを報告させていただきます。

まず、高島進先生の英国社会事業史研究の研究姿勢・研究方法の特徴です。これは3つ挙げてみました。高島先生の著作で関連していると思われるところを引用しながら進めていきます。1点目は、「日本の社会福祉の現状への問題関心に根差した歴史研究」というところが特徴かと思えます。高島先生へのインタビューの中で、中・高校生時代の様子、戦争体験、大学でのセツルメント活動の中での様子を通して「貧困の非人間性への怒りと、したがって人間的生活保障を求める問題意識を離れたことがなかった」とし、このような理由から「現実の社会福祉の動向に無関心ではいられなかった」と、自分自身の生い立ちを振り返りながら、社会福祉の現状への問題関心について記されています。このような点は「社会福祉の歴史」という先生の歴史研究の集大成をされた著書の序章においても記されています。

2点目は、「歴史と理論の不可分な関係」です。歴史研究と理論研究の接点について、研究者としてスタートしたころ、日本社会福祉学会でいろいろな議論が行われているが、歴史認識、

歴史理論を欠いたところでの社会福祉とは何かという議論で問題が解けるのかと述べています。具体的には、孝橋正一氏の社会事業理論に対してどのように乗り越えていくのかという問題関心等に「歴史と理論の不可分な関係」の一例が示されているといえます。

3点目に、「史的唯物論」です。弁証法的な社会発展の捉え方をイギリスの社会福祉を素材にしながら組み立てていらっしゃいます。学生時代に初めて「史的唯物論」の考え方に接したところから、それを身につけられていきます。これは、単に研究方法論というよりは、高島先生のその後の人生の価値観、生き方に関わる影響を受けていらっしゃいます。このような先生の研究姿勢、研究方法の特徴を踏まえて、英国社会事業史研究への貢献をどのように見るのかということになります。

この分野の研究成果は膨大ですので、貢献をどの視点から見るのか、さまざまな捉え方があります。1つは、「社会福祉発達史研究3段階論」です。参加されているみなさんにはなじみのある把握かと思えます。第1段階を救貧法と慈善事業の段階、第2段階は20世紀初頭の社会改良の段階で、内容は、最低賃金制度や疾病保険、失業保険等による労働者保護、防貧と、社会事業的な救貧を特徴づけています。第3段階として、福祉国家、社会福祉を位置付けている。

3段階論の発想の根拠がイギリスの社会福祉の歴史研究がベースとなっています。社会福祉の理論状況、社会事業とは何かという状況とどう打開していくのかということで、社会福祉の発展区分に対する貢献をしています。

高島先生自身の学生時代、日本福祉大学赴任後の現場に対する問題意識の変化もあるというところに注目したいと思います。高島先生は、日本福祉大学に来て「初めて慈善事業とは区別される社会事業があるんだということを知る」と書いています。東大セツルメント時代、自分たちがやっていることは社会事業ではなく社

会運動だとし、慈善事業と社会事業を十分区別できていなかったことが講演で述べられています。高度経済成長のはじまる中で、社会事業とは区別される社会福祉があるということ考えるに至っています。社会福祉の歴史に対する認識の変化があるということも注目すべきです。

これらを踏まえて、3つの歴史発展の区分が紹介されてきます。特に戦後段階での社会福祉の時期区分が長くなり、社会福祉がいったん成立し、さまざまな政治的な状況の変化、とりわけ日本においては臨調「行革」以降の、1980年代以降の社会福祉の「冬の時代」という状況をどのように捉えるのかが、高島先生の関心になってくる。

2つめのイギリス社会事業史研究への貢献としては、「社会福祉発展の通史的な史論」というところがあります。なぜ、通史的な史論が必要なのかと言ったときに、教育上の、学生に対する要請というところがあります。1960年ごろ、日本社会事業大学の小島幸治先生に歴史の授業に来ていただいていたのですが、急にお亡くなりになり、準備しなければならないということもあり、取り組まれます。歴史研究において、個別分野の研究も大事であるが、教育上の必要性、研究上の通史的な問題意識の必要性ということを書いていらっしゃいます。

通史的な研究を打ち出されてからかなりの年月が経っていますが、通史的な史論として評価されているところです。

高島進先生の英国社会事業史研究の学びから何を引き継ぐのかということ考えていきます。1つは、3段階発展論のそれぞれの段階の課題があることを社会事業史研究のレビューの中で出されています。私自身、関心があるのは、第3段階の社会福祉の段階での80年代の状況を踏まえて、どのように展望をつくることができるのか、ということと関係しています。高島進先生は、最終講義において「特にサッチャー・マネ

タリズムと言われる新自由主義的福祉国家攻撃を経験し、現在では福祉国家の模範とは到底いえない」というイギリスの状態になっているとしながらも、戦中・戦後の福祉国家建設の意義は大きく、この点が著書である「社会福祉の歴史」の一つの問題点だと反省しているということを述べています。

どうということかと言いますと、著書の中で、ベヴァリッジのナショナルミニマムの水準が生存水準のレベルであって、戦後のイギリスでは、生存水準であるベヴァリッジの水準さえ1960年頃まで保障しきれなかったということを指摘しているところがあります。このような点がベヴァリッジ報告と戦後の福祉国家の意義を霞ませてしまったとおっしゃっていました。また、1984年のILOから出された「21世紀に向けての社会保障の発展」について十分反映しきれていない点をおっしゃっています。

私も昨年度の社会事業史学会のシンポジウムにおいて、現在のイギリスのEU離脱直前の状況や総選挙の状況を踏まえて、ベヴァリッジの普遍主義的な社会保障・社会福祉が危機に立たされているということを報告したうえで、どのように再構築しようとしているのかを報告しました。このようなところが、高島先生に続く者の研究課題になっていると認識しています。

もう1つは、通史的な把握に関する点です。最終講義の中で、まだ大まかな枠組みの提起にとどまっていて、具体化していかなければならないが、それは後輩に期待しなければならないとおっしゃっています。ただ、高島先生のように救貧法から現代まで1人でカバーしていくのはさまざまな論点も含み、たいへんな作業となる。しかしながら、共同作業で取り組むことを含めて、後に続く研究者に期待されているのではないかと考えているところです。



・報告3 中田照子先生
(愛知県立大学名誉教授・元日本社会福祉学会中部部会担当理事)

「日本社会福祉学会中部ブロック部会の発展における高島進先生の貢献」

私は、現在の体制ができるまでの日本社会福祉学会中部ブロック部会の事務的なことについて述べていきたいと思います。昭和40年の大学生急増期にあたって、日本福祉大学が4年制の大学にあり、同朋大学・愛知県立大学に社会福祉学科ができました。なぜこの時期に愛知県立大学に社会福祉学科ができたのかはよくわかりませんが、県の意向ということで示されました。主体的に社会福祉学科がほしいという気持ちはなかったもので、学内は受けるかどうかということも含めてごたごたしていました。

しかし、この時期に1つの地域に3つの社会福祉関係学部・学科ができるのは非常にめずらしく、高島先生はいち早く、3校のそれぞれの発展のために、連携することが必要だということを主張されました。それぞれ代表が集まって、どのようにこの地域の社会福祉の学部が連携し、事務局をつくるかを話す必要があるといわれた。ただ、私の印象としては、愛知県立大学は、そのような必要を感じていなかったのが実情でした。それでも月に1回名古屋市中区にある愛知県青年会館に各学校から1名ずつの代表者があつまって、社会福祉をどう改善し、どう発展させるべきなのかという話し合いが行われました。カリキュラムをどう改善していたらよいかと

というようなことを話し合いました。

愛知県立大学は、主体的にできたものではなかったため、カリキュラムは不十分なものでした。それでも社会福祉の歴史をきちんと教えなければいけないということも出て、高島先生に非常勤で来ていただいていた。

組織ができた以上は、それを発展させるために、みんなで連携しようされたのは、高島先生の実践の1つだったのだと思います。それぞれの学校から代表を出して、それぞれの学校を充実していく必要があることを強調されていました。

日本福祉大学からは一貫して高島先生がご出席されていた。同朋大学からも同じ人が出席されていたが、愛知県立大学からは出席するという人もいないため、その都度順番に出席するということをしていました。それでも高島先生が中心になって、実務的なこともきちりしておかないと学問は発展しないと言われて、月に1回集まっていました。

1970年代後半に入るところから、社会福祉学部・学科が各地に広がりはじめ、社会福祉学会も広がっていきました。ここで強調しておきたいのは、高島先生が実務的なことをしっかりしていないと学問は学問だけあっても発展するわけではないので、3校がしっかり連携をしてこの地域の実務的なものを広めていったほうがよいと言われ、一貫して、この3校を場にした実務をしっかりと定着させるように努力してくださったことです。

いろいろなところで社会福祉学科ができたとき、高島先生が各学校から1名ずつ代表者を出して中部ブロックを作ろうと言われ、ご自分ですべての学校に電話をしてくださり、1名ずつ代表者を出してもらって、年に1回の研究会のときに全員集まるということがはじまりました。

このような形で中部ブロックは運営されていましたが、中部学院大学ができたときに、事務局は各学校が順番に引き受けたほうがよいとい

う提案があり、最初の事務局を引き受けたことから、いまの体制になったわけです。

高島先生は、学問は学問だけあるのではなく、事務的な支えをしっかりとしないといけないということを繰り返し言われていました。愛知県立大学では、短期大学部では、児童福祉学科だけだったものが、児童教育学科、社会福祉学科となってできたため、仕方なくできたと思っていたわけです。そのようななかで、常に常に事務局的なものをしっかりとしないと学問は発展しないという話があったので、休まず出席しようということになっていました。

これまでの先生のお話を聞いていて、高島先生が学問は学問としてだけ、発展するわけではなく、それを支える実務的なものを大事にしなければいけないというお考えは、大切なことであつたと思います。

今日の中部ブロックの運営が十分かどうかはわかりませんが、今日の中部ブロックの基礎を築くとき、高島先生のご尽力が非常に大きかったというように私たちは思っております。最初の頃に集まっていなかったら、今日の中部ブロックはできていなかったと思います。中部ブロックの社会福祉学科のある全大学に電話をしてくださったことも大きかったと思います。

いつも名古屋で開催していると、名古屋の人しか参加できないということから3年に1回ずつ、いろいろな地域で全体会を開いて、みんなに聞いてもらった方がよいとおっしゃったのも高島先生でした。最初に、静岡が引き受けていただき、そののち、金沢で開催するということもできるようになりました。

高島先生が地域全体の発展を支える事務体制の大切さを強調していただいたということは、非常に大きかったと考えています。

外国人介護福祉士候補者の技術習得の 速度及び技能水準の評価

—インドネシア人候補者と日本人職員との比較を中心に—

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程

伊藤 鏡

The learning speed of care techniques and evaluation of care skills
in foreign care worker candidates

: Comparison between Indonesian candidates and Japanese care workers

Abstract

This study focused on care facilities that accepted foreign care worker candidates from Indonesia and developed them to become certified care workers.

In the result, it indicated as follows.

- 1) Candidates took more time to learn care techniques than Japanese workers. Candidates learned basic care techniques within a year, on the other hand, they took 17 months to acquire care records.
- 2) The facility directors evaluated that care skills of candidates reached the same level or higher than that of Japanese care workers.
- 3) The facility directors were more likely to desire long-term employment than candidates. In comparison with the first group, the proportion of candidates who desired long-term employment was 5 points higher in the second group, while the proportion of facility directors who desired long-term employment was 24 points lower in the second group.

Key words

foreign care worker candidates, care techniques, care skills, Japanese care workers, care facilities

I. はじめに

日本は、2002年よりアジア諸国を初めとする15カ国・1地域と経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）の交渉及び締結を行ってきた。EPAは貿易の自由化だけでなく、投資・人の移動・知的財産の保護など幅広い分野での経済連携が盛り込まれており、その一つとして看護・介護分野の人の移動が挙げられた。

日本は、2008年よりインドネシアから、2009年よりフィリピンから、そして2014年よりベトナムから看護師・介護福祉士候補者を正式に受け入れている。受け入れの調整は、各国の政府機関（インドネシア：海外労働者派遣・保護庁、フィリピン：海外雇用庁、ベトナム：労働・傷病兵・社会問題省海外労働局）と日本の(公社)国際厚生事業団によって行われる。

3国からの介護福祉士候補者（以下、「候補者」）は、2016年3月までに累計で2,069名（インドネシア人966名、フィリピン人848名、ベトナム人255名）が入国している¹⁾。受け入れ施設は介護福祉士の資格取得を目指す候補者の受け入れを行い、その要件には「介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていること」、「常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること」などが挙げられる。これは受け入れ施設が候補者を介護福祉士として教育できる環境を保持していることであり、その結果、施設は候補者を受け入れ、かつ介護福祉士に育成する任務を負うことになる。

介護福祉士制度は、介護の専門的能力を有する人材の養成・確保のために、国家資格として1988年から施行されており、2016年で28年が経過した。この間、介護福祉士は増加を続け、2016年6月末の登録者数は約149万人となり²⁾、介護施設においては介護職員の約4割が介護福祉士となる³⁾など、介護現場の中核として活躍している。しかし、介護職員として実際に就労する介護福祉士は登録者の6割に過ぎない（厚生労働省2015a）。厚生労働省は2005年の介護保険法改正に際し、介護職員について「将来的には任用資格は“介護福祉士”を基本とすべき」旨の提言をしていた⁴⁾。しかし現在では、これまでの考え方から転換し、介護現場に既に存在している3種類の人材（無資格者・ホームヘルパー・介護福祉士）を、「基本的な知識・技能を有する者」「研修等を修了し一定の水準にある者」「介護福祉士」という3つの人材層として追認した上で、介護福祉士を専門職として介護現場のリーダー的役割を担うものと位置付けている（厚生労働省2015b）。

介護福祉士資格は、2016年度までは福祉の専門学校の卒業と同時に付帯取得し得たが、資格の在り方の見直しによって、現在では誰もが国家試験を受験しなければ取得できなくなった⁵⁾。

福祉の専門学校を出ていない多くの介護職員は、介護現場での3年以上の実務経験を要件として国家試験を受験する。候補者は多くの介護職員と同様に、受け入れ施設で3年間の実務経験を積みながら介護福祉士の国家試験の受験に挑むことになる。

介護現場では2005-6年頃から人材不足が始まり、（公財）介護労働安定センターの「介護労働実態調査」によると、介護サービスに従事する従業員の過不足状況は2004年度で26.2%であったが、2006年度では45.2%にまで跳ね上がっている。ちなみに直近の不足状況は2015年度で61.3%に達している状況で、介護職員に対する需要は今後も増えると推計されている（介護労働安定センター2005、2007、2016）。厚生労働省（2015b）の試算によると、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年度には2012年度の1.6倍もの介護職員が必要となり、その数は約250万人と試算される。また、要介護認定率の高い後期高齢者人口は2,000万人を超え（国民5～6人に1人の割合）、かつ要介護認定者は660万人に達するものと推計される。

これらの背景のもと、日本は候補者の受け入れを始めたのである。候補者の多くは看護専門学校卒や看護大学卒の看護師資格保持者であるか、短大または4年制大学卒といった母国において教育レベルの高い人々であり、日本政府が受け入れたいとする高度人材に匹敵する人々である。それゆえ候補者は日本人職員と同等の給与が保障されている。ほとんどの候補者は来日後初めて日本語を学んでいるにも関わらず、3年間の実務研修修了後には日本人と同じ国家試験を受験することになる。日本人職員との違いは、国家試験に不合格の場合は即帰国しなければならないという点である⁶⁾。

現在までの先行研究としては、九州大学アジア総合政策センターによる候補者の来日動機や受け入れシステム等についての一連の研究があ

る(小川玲2009、小川玲ら2010、安立ら2010、平野ら2010a、平野ら2010b、クレアシタ2010)。また、一部の受け入れ施設のインタビュー報告(安留2009、奥島2010、野尻・古川2010、金2010、赤羽ら2010・2012、結城2013)や、理事長や施設職員による受け入れ状況の報告(永田2008・2011、飯田ら2010、さわやか苑2010・2012、植村2012)もみられる。

外国人介護労働者が抱える問題として、「言語の壁」やそれに起因するコミュニケーションの問題が指摘されている(高梨2007、宣2009、中井2009、小川全2009、塚田2010、高本2011、上野2012)。厚生労働省(2010)の調査によると、施設で就労・研修を開始して約1年が経過した候補者の日本語能力やコミュニケーション能力については、「ゆっくり話せばおおむね伝わる」との回答が最も多く、業務日誌や介護記録の理解度は、「一部理解できていない部分もあるようだが、おおむね理解できている」が最も多い。しかし同時にまた、施設で働く候補者と利用者との間にはトラブルはほとんど見られないだけでなく、候補者と共に働くことで職場が活性化され、施設の日本人職員にプラスの刺激を与えていること、日本人職員の言葉使いが丁寧になったこと、利用者が以前よりいきいきとしてきた、との報告もある。

本研究は、介護の専門職である介護福祉士の不足に懸念をもつ施設が、「候補者を受け入れ、介護福祉士に育成する」という任務に取り組んだ結果、3年間の実務研修を通して、第一に、候補者が介護をする上で必要な介護技術をどれくらいの速度で習得しているのか、第二に、候補者が日本の介護福祉士として必要な一定レベルの介護技能水準に到達しているのか、そして第三に、候補者に一定期間以上の継続した就労が望めるのかを確認することが、本研究の目的である。

II. 方法

1. 調査の対象と方法

本研究は、厚生労働省経済連携協定受入対策室から入手した「インドネシア第一陣受け入れ施設一覧」上の全53施設と、「インドネシア第二陣受け入れ施設一覧」上の全85施設を対象に、各施設の施設長と指導責任者及び候補者に、無記名自記式調査票を用いた郵送によるアンケート調査を実施した。第一陣は2013年2月中旬～3月下旬にかけて実施し、また第二陣は2014年3月下旬～5月中旬にかけて実施した。

2. 調査内容と分析方法

本研究では、以下の3つの調査を行った。第一は、指導責任者の回答による候補者の介護技術習得の速度調査である。介護技術に関する質問項目は、内閣府が介護職員の職業能力を評価するために創設した「介護キャリア段位制度」⁷⁾の基本介護技術の評価項目に基づき作成した。基本介護技術の5つの中項目、すなわち「入浴介助」「食事介助」「排せつ介助」「移乗・移動・体位変換」「状態の変化に応じた対応」に「介護記録」を加えた6項目について、候補者が単独で業務が行えるようになるまでに要した期間を、6段階(1:～3ヵ月、2:～6ヵ月、3:～9ヵ月、4:～12ヵ月、5:～18ヵ月、6:～24ヵ月)で指導責任者に問うている。

第二は、施設長の回答による候補者の介護技能に関する評価調査である。候補者は3年間の介護実務研修を修了後、全員が日本の介護福祉士国家試験を受験する。その時点において、候補者が日本の介護福祉士として必要な一定レベルの介護技能水準に到達しているのかを検証するため、「介護技術」「利用者とのコミュニケーション」「職員とのコミュニケーション」「住民とのコミュニケーション」「衛生管理」「勤務状況」「就労態度」「チームワークへの積極性」「安定性」の9項目について、その評価を5段階(5:

表1 インドネシア第一陣・第二陣候補者受け入れ施設の回答者の基本属性

〈第一陣施設長〉				〈第二陣施設長〉			
(n=19)				(n=18)			
項目	カテゴリー	数	%	項目	カテゴリー	数	%
施設種別	特別養護老人ホーム	17	89.5	施設種別	特別養護老人ホーム	15	83.3
	介護老人保健施設	2	10.5		介護老人保健施設	3	16.7
合格状況	合格者を輩出した施設	9	47.4	合格状況	合格者を輩出した施設	12	66.7
	滞在延長者のいる施設	4	21.1		滞在延長者のいる施設	5	27.8
	不合格者のみの施設	6	31.6		不合格者のみの施設	1	5.6
〈第一陣指導責任者〉				〈第二陣指導責任者〉			
(n=15)				(n=22)			
施設種別	特別養護老人ホーム	14	93.3	施設種別	特別養護老人ホーム	17	77.3
	介護老人保健施設	1	6.7		視覚障害老人ホーム	1	4.5
施設種別	特別養護老人ホーム	4	100.0	施設種別	介護老人保健施設	4	18.2
	特別養護老人ホーム	14	100.0		特別養護老人ホーム	19	85.5
性別	男性	5	35.7	性別	視覚障害老人ホーム	1	3.4
	女性	9	64.3		介護老人保健施設	9	31.0
年齢	20歳代	10	71.4	年齢	男性	9	31.0
	30歳代	4	28.6		女性	20	69.0
結婚の有無	未婚	7	50.0	結婚の有無	20歳代	27	93.1
	既婚	7	50.0		30歳代	2	6.9
勤務経験	なし	5	35.7	勤務経験	未婚	15	51.7
	～1年	4	28.6		既婚	14	48.3
	～5年	3	21.4	勤務経験	なし	24	82.8
	～10年	1	7.1		～1年	4	13.8
	10年以上	1	7.1		～5年	1	3.4
合格状況	合格者	10	71.4	合格状況	合格者	17	58.6
	滞在延長者	4	28.6		滞在延長者	12	41.4

出所) 筆者作成

優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている)で問うた上で、改めて「総合評価」を施設長に問うている⁸⁾。

上記2つの調査は、候補者と同じ施設に同時期に無資格で勤務を開始した日本人職員を比較対象として調査しており、その選定は施設長に一任して回答を求めた。

第三は、候補者の国家資格取得後の就労継続に関する意向調査である。同一施設に所属する施設長と候補者に対し、就労継続希望期間について3年までを短期希望、それ以降を長期希望として問うている。

調査は、日本福祉大学大学院倫理ガイドラインに基づき、プライバシーの保護を遵守することなどを書面で説明した文書をアンケート調査票に記載し、了解を得た場合に回答するという倫理的配慮をはらい実施したものである。

III. 結果

1. 調査票の回収状況と分析対象

インドネシア第一陣は、調査対象53施設のうち19施設から回答を得ており(回収率35.8%)、施設長19名、指導責任者15名、候補者14名の回答を分析対象とした。また、インドネシア第二陣は、調査対象85施設のうち22施設から回答を得ており(回収率27.1%)、施設長18名、指導責任者22名、候補者29名の回答を分析対象とした。

2. 回答者の基本属性

回答者の基本属性は表1の通りである。

インドネシア第一陣は、特別養護老人ホーム17、介護老人保健施設2であり、そのうち合格者を出した施設は9施設であった。候補者14名の内訳は、男性5名と女性9名であり、半数が既婚者であった。候補者の合格状況は、合格者10名と滞在延長者4名であった。

インドネシア第二陣は、特別養護老人ホーム17、視覚障害老人ホーム1、介護老人保健施設4であり、そのうち合格者を出した施設は12施設であった。候補者29名の内訳は、男性9名と女性20名であり、約半数が既婚者であった。候補者の合格状況は、合格者17名と滞在延長者12名であった。

3. 指導責任者による候補者及び日本人職員の介護技術の習得速度の調査

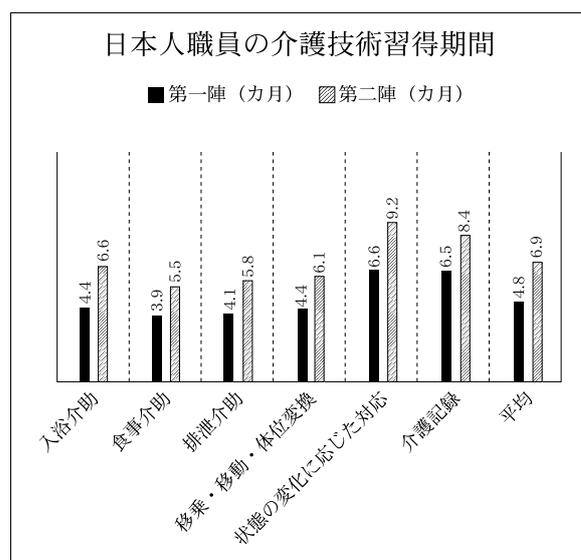
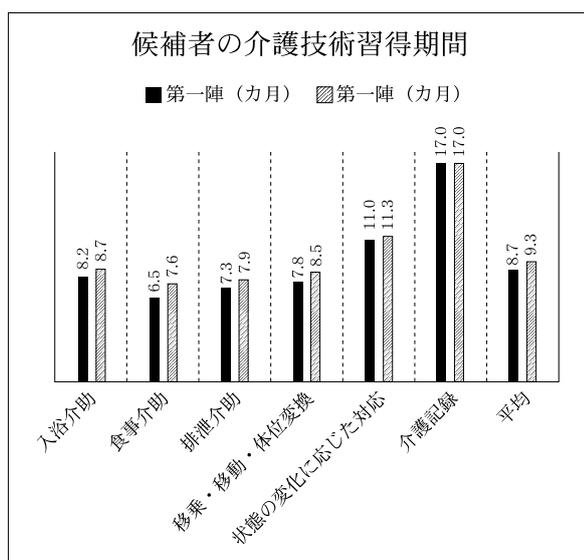
図1は、介護技術6項目について、候補者及び日本人職員が単独で責任を持ってその業務が行えるようになった時期を、施設の指導責任者に6段階（1：～3カ月、2：～6カ月、3：～9カ月、4：～12カ月、5：～18カ月、6：～24カ月）で問うた。

候補者の介護技術習得に時間がかかった順番は、第一陣・第二陣ともに同じ結果となった。第一は「介護記録」でともに17.0カ月かかっており、第二は「状態の変化に応じた対応」であり、その期間は第一陣が11.0カ月、第二陣が11.3カ月でほぼ同じ習得速度といえる。その後は「入浴介助」「移乗・移動・体位変換」「排せつ介助」「食事介助」の順であった。

一方、日本人職員の介護技術習得に時間がかかった順番も、第一陣・第二陣ともに同じ結果となった。第一は「状態の変化に応じた対応」であり、その期間は第一陣が6.6カ月、第二陣が9.2カ月かかっており、第二は「介護記録」で、期間は第一陣が6.5カ月、第二陣が8.4カ月であった。その後は「入浴介助」「移乗・移動・体位変換」「排せつ介助」「食事介助」の順であった。

第一陣と第二陣の候補者の介護技術習得速度の差を見ると、「入浴介助」では0.5カ月、「食事介助」では1.1カ月、「排せつ介助」では0.6カ月、「移乗・移動・体位変換」では0.7カ月、「状態の変化に応じた対応」では0.3カ月、「介護記録」では0カ月であることから、その差は1カ月前後という差であることが確認された。また同様に日本人職員の技術習得速度の差を見ると、「入浴介助」では2.2カ月、「食事介助」では1.6カ月、「排せつ介助」では1.7カ月、「移乗・移動・体位変換」では1.7カ月、「状態の変化に応じた対応」では2.6カ月、「介護記録」では1.9カ月であることから、その差は2～3カ月前後という差であることが確認された。

総合的には、候補者は「介護記録」を除くす



出所) 筆者作成

図1 インドネシア第一陣・第二陣候補者及び日本人職員の介護技術の習得速度の比較

すべての介護技術を平均で1年以内に習得しており、「介護記録」についてのみ1年以上の期間を要していた。それに対して、日本人職員は第一陣の際にはほとんどの介護技術を半年以内で習得していたが、第二陣の際には「入浴介助」「食事介助」「排せつ介助」「移乗・移動・体位変換」についてはほぼ半年で習得していたが、「状態の変化に応じた対応」「介護記録」についてはそれより多く8～9カ月を要していたことが確認された。

4. 施設長による候補者及び日本人職員の介護技能水準の到達評価調査

図2は、施設長による実務研修修了時の候補者及び日本人職員の介護技能水準の到達評価調査の結果である。

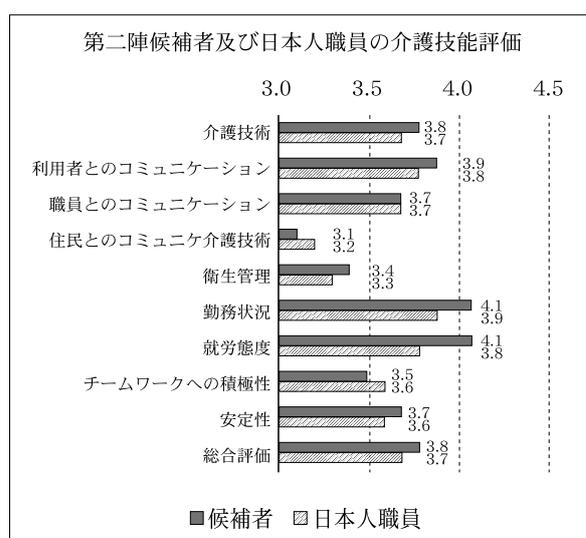
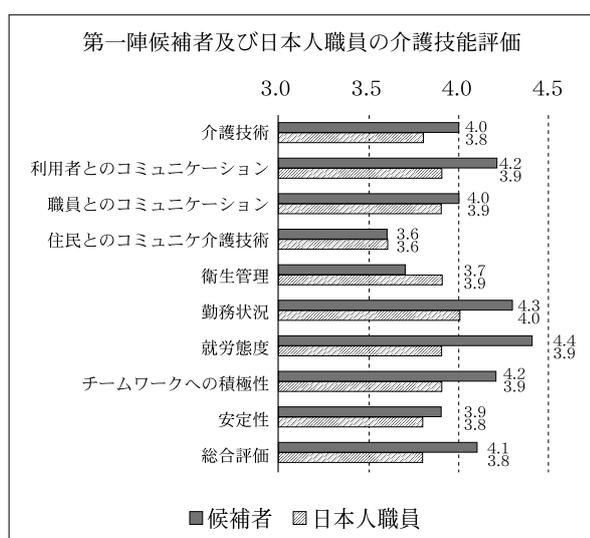
候補者が介護福祉士として必要な介護技能を身に付けているのかを、受け入れ施設の責任者である施設長に、「介護技術」「利用者とのコミュニケーション」「職員とのコミュニケーション」「住民とのコミュニケーション」「衛生管理」「勤務状況」「就労態度」「チームワークへの積極性」「安定性」の9項目について、その評価を5段階（5：優れている、4：やや優れている、3：普通、2：

やや劣っている、1：劣っている）で問うた上で、改めて「総合評価」を問うた。

候補者の介護技能評価の上位3項目は、第一陣では「就労態度」の4.4、「勤務状況」の4.3、「利用者とのコミュニケーション」「チームワークへの積極性」の4.2であり、第二陣では「就労態度」「勤務状況」の4.1、「利用者とのコミュニケーション」の3.9、「介護技術」の3.8であった。

一方、日本人職員の介護技能評価の上位3項目は、第一陣では「勤務状況」の4.0、「衛生管理」「就労態度」「職員とのコミュニケーション」「利用者とのコミュニケーション」「チームワークへの積極性」の3.9、「介護技術」「安定性」の3.8であり、第二陣では「勤務状況」の3.9、「就労態度」「利用者とのコミュニケーション」の3.8、「介護技術」「職員とのコミュニケーション」の3.7であった。

インドネシア第一陣の候補者と日本人職員との比較では、「衛生管理」は日本人職員が候補者より高い評価となった。また「住民とのコミュニケーション」は候補者と日本人職員がほぼ同じ評価となった。この2つを除いた7項目については、候補者の評価が日本人職員の評価を全て上回った。その詳細は、「介護技術：(候補者：



出所) 筆者作成

図2 インドネシア第一陣・第二陣候補者及び日本人職員の介護技能水準の到達評価の比較

表2 インドネシア人候補者の就労継続の意向と属性とのクロス集計

		第1陣候補者			第2陣候補者			(%)	
全体		長期希望	短期希望	合計	長期希望	短期希望	合計		
候補者の意向		7(50)	7(50)	14(100)	16(55)	13(45)	29(100)		
性別	男性	2	3	5	n.s.	5	4	9	n.s.
	女性	5	4	9	n.s.	11	9	20	n.s.
年齢	20代	5	4	9	n.s.	14	13	27	n.s.
	30代	2	3	5	n.s.	2	—	2	n.s.
結婚	未婚	4	3	7	n.s.	8	7	15	n.s.
	既婚	3	4	7	n.s.	8	6	14	n.s.
勤務	なし	2	3	5	n.s.	11	12	23	n.s.
	～1年	3	1	4	n.s.	3	—	3	n.s.
	～5年	1	2	3	n.s.	1	—	1	n.s.
	～10年	—	1	1	n.s.	—	—	—	n.s.
	10年以上	1	—	1	n.s.	—	—	—	n.s.
合否	合格	6	4	10	n.s.	8	9	17	n.s.
	滞在延長	1	3	4	n.s.	8	4	12	n.s.
施設長の意向		14(100)	—	14(100)	22(76)	7(24)	29(100)		

n.s. :有意差なし

出所) 筆者作成

以下「候」) 4.0、(日本人職員:以下「日」) 3.8) 「職員とのコミュニケーション:(候) 4.0、(日) 3.9) 「勤務状況:(候) 4.3、(日) 4.0) 「就労態度:(候) 4.4、(日) 3.9) 「利用者とのコミュニケーション:(候) 4.2、(日) 3.9) 「チームワークへの積極性:(候) 4.2、(日) 3.9) 「安定性:(候) 3.9、(日) 3.8) であった。また、そうした個別の評価の結果を反映して、「総合評価」においても平均値で候補者(4.1)が日本人職員(3.8)を上回る結果となった。

インドネシア第二陣の候補者と日本人職員との比較では、「住民とのコミュニケーション」と「チームワークへの積極性」については、日本人職員が候補者より高い評価となった。また「職員とのコミュニケーション」は候補者も日本人職員もほぼ同じ評価となった。この3つを除く6項目については、候補者の評価が日本人職員の評価を全て上回った。その詳細は、「介護技術:(候) 3.8、(日) 3.7) 「衛生管理:(候) 3.4、(日) 3.3) 「勤務状況:(候) 4.1、(日) 3.9) 「就労態

度:(候) 4.1、(日) 3.8) 「利用者とのコミュニケーション:(候) 3.9、(日) 3.8) 「安定性:(候) 3.7、(日) 3.6) であった。加えて「総合評価」においても、平均値で候補者(3.8)が日本人職員(3.7)を上回る結果となった。

これらのことから、施設長による実務研修修了時の介護技能水準の到達評価では、候補者は同時期に就労を始めた日本人職員との比較において、同等程度以上の評価が確認された。

5. 候補者の国家資格取得後の就労継続に関する意向調査

表2は、候補者の国家資格取得後における今後の就労継続に対する意向調査を、候補者の属性とのクロス集計で表したものである。候補者の就労希望期間について3年までを短期希望、それ以降を長期希望として、インドネシア第一陣・第二陣において比較している。

インドネシア第一陣については、候補者は短期(50%)と長期(50%)の二つに分かれたが、候補

者全員が研修施設での就労を希望していた。他方、施設長は全員が長期雇用(100%)を希望していることが確認された。

インドネシア第二陣については、候補者は短期(45%)と長期(55%)の二つに分かれたが、2名の候補者を除く全員が研修施設での就労を希望していた。他方、施設長は全員が候補者との雇用契約を希望しており、その意向は短期(24%)と長期(76%)に二分してはいるが、約8割が長期雇用を希望していることが確認された。

また、候補者の就労継続の意向と属性間には関連はみられなかった。

IV. 考察

候補者の介護技術の習得速度の調査から、候補者は基本介護技術を1年以内で習得できていることが確認された。候補者は来日後初めて日本語を学んでいることから、日本語理解が不十分な状態で技術指導を受けている。知識は言葉を媒介として伝達される部分が多いことから、その習得に候補者が日本人職員よりも困難を極めることは容易に理解される。また同様に、候補者を指導する施設側の取り組みも容易ではないはずである。施設はこれまでに在日外国人の雇用経験を有した施設も存在するが、その際には彼らを介護福祉士として育成するという任務は負っていない。在日外国人の多くは、日本人と結婚したフィリピン人や韓国人、中国人、ベトナム人や定住資格を持つ日系人である。彼らはホームヘルパー2級の資格を取得して就労する者が多く、会話能力において問題はないが、日本語の読み書きには支障をきたすという特徴が報告されている(東京都社会福祉協議会2009)。候補者の「介護記録」の習得に、第一陣・第二陣ともに17カ月を要したという結果からもうなずけるように、会話に比べて読み書きは非常に困難を要する。これらを経た上で、候補者は3年の研修期間の約半分で介護技術を身に付け、そして日

本語で介護記録を作成・記入できるまでに成長したのである。

候補者の介護技術習得の単純平均期間は、第一陣候補者8.7カ月、日本人職員4.8カ月、第二陣候補者9.3カ月、日本人職員6.9カ月となっており、各回での候補者と日本人職員の差は3.9カ月、2.4カ月であったことから、候補者と日本人職員との差は第一陣に比べて第二陣では縮まっているといえる。しかし、第一陣と第二陣の日本人職員の習得速度の差が2.1カ月と増えているのは、現在の介護現場において職員の入れ替わりが多いことから技術習得に時間を要しているのではないかと懸念される。介護現場の離職率の高さは周知のことであるが、指導した介護職員が頻度高く入れ替わる状況は施設にとって大きな負担であり、そこに質の良い介護は望み難い。

施設長による実務研修修了時の介護技能水準の到達評価では、候補者は同時期に就労を始めた日本人職員との比較において、同等程度以上の評価が確認された。第一陣では候補者の「就労態度」が一番高く評価され、第二陣でも「就労態度」と「勤務状況」が次に高く評価されていた。奥島(2010)はインドネシア人の特徴を「勤勉」で「実直」と表現している。介護技術の習得に日本人職員よりも時間を要していた候補者が、研修期間の半ば以降から研修修了までの間に、日本人職員と同等程度以上の介護技能水準にまで到達することができたことは、大きな発見である。その要因は、奥島の言うインドネシア人の勤勉さと併せて、施設側の研修プログラムの成果の反映の可能性もある。

受け入れ事業の成果は、候補者の介護福祉士国家試験の合格者数及び日本での就労の長さで判断されるべきであろう。そのため現時点においては、合格者数と候補者の就労意向に注目すべきである。長期就労の意向は、第一陣では候補者の50%と施設長の100%、第二陣では候補者の55%と施設長の76%であった。候補者の長

期就労を希望する割合は第一陣に比べて第二陣ではわずか5ポイント増加しているが、施設長の長期就労を希望する割合は第一陣に比べて第二陣では24ポイントと明らかに減少している。その要因は、未婚の候補者であれば年数を重ねれば結婚や出産その後の育児という問題が、また既婚の候補者であれば出産や育児、また母国に残してきた夫や子どもの呼び寄せ等の問題があり、それらが少しずつ顕在化してきた可能性もある。

受け入れ事業のもう一つの成果である介護福祉士国家試験の合格者数は、第一陣では初年度94名の受験で35名が合格し、翌年は滞在延長した45名から10名が合格、また帰国者の再受験で1名が合格したことから、累計の合格者数は46名となり、累計合格率は48.9%であった。次いで第二陣は初年度165名の受験者で75名が合格し、翌年度滞在延長した70名から5名が合格、また帰国者の再受験で2名が合格したことから、累計の合格者数は82名となり、累計合格率は49.7%であった(厚生労働省2016)。日本人を含む全体の合格率が63.9%(2013)、64.4%(2014)、61.0%(2015)であることから、候補者の合格率は日本人全体よりも低い状態ではあるが、上向きに推移していることも理解される。

V. おわりに

これらの調査は、インドネシア人候補者を受け入れた施設のうちの約3割の回答によるものであるため、これをもって受け入れ施設の方向性と断定することはできないが、一定の方向性とみることにはできるのではないかと考える。EPAによる候補者の受け入れについては、本研究から明らかになったように、介護技能という質的側面から肯定的評価を与える傾向が確認された。この事業発足から8年が経過し、この間に誕生した外国人介護福祉士数は量的には少ないが、質的側面から捉えると、介護福祉士を育成するこの受け入れは介護現場にとって有益な一方策であると考えられる。

謝辞

ご多忙の中、本研究の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきましたインドネシア第一陣および第二陣の受け入れ施設の皆様に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省HPページ「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html2016.12.18閲覧)
- 2) (公財) 社会福祉振興・試験センター「登録者数の状況」『都道府県別登録者数・最新版(2016年6月末)』(http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04.pdf2016.12.18閲覧)
- 3) 厚生労働省福祉基盤課(2014)「第5回福祉人材確保対策検討会(H26.9.2)資料」p.10。
- 4) 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(2004)「介護保険制度の見直しに関する意見」p.55。
- 5) 介護福祉士資格の取得方法については、(公財)

社会福祉振興・試験センターのHPにて詳細を参照されたい。

6) 日本政府は、国家試験の合格率の低さを踏まえ、2008年度に入国したインドネシア人看護師候補者の3年の在留期間が終了する2011年に、外交上の配慮から、政府による追加的な学習支援が本格的に開始される以前に入国した2008年度及び2009年度の候補者及び介護福祉士候補者について、協定外の枠組みとして特例的に滞在期間の1年間の延長を認めた。さらに、滞在延長は2010～2013年度の候補者についても同様の処置を認めた。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000075391.pdf>2016.12.18閲覧)

7) 「介護キャリア段位制度」は、2010年に政府の「新成長戦略」における「21の国家戦略プロジェクト」の一つとして取り上げられ、「雇用戦略」が打ち出され、成長分野である介護市場において実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）を構築することで介護人材の育成・確保を図ることが盛り込まれた。この方針は、2012年に内閣府による「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の創設に結び付き、その後は所轄を厚生労働省に移し継続させてきている。詳細については(<https://careprofessional.org/careproweb/summary2016.12.18>閲覧)を参照されたい。

8) 安里和晃(2005)は、台湾の51施設の施設長を対象にしたアンケート調査「台湾の雇用主による外国人介護士の総合評価」を実施しており、台湾人及びフィリピン人、インドネシア人介護労働者の評価比較を行っている。そこでの評価項目「看護技術」「職員コミュニケーション」「住民コミュニケーション」「衛生習慣」「勤務状況」「就労態度」「入居者との関係」「職員との関係」「安定性」および「総合評価」であり、それらを並列視した

比較を行っている。本研究ではこの評価項目を参考に9項目を作成し、「不測の事態に対処する能力等」を含めて「総合評価」とした。

文献

赤羽克子・佐藤可奈・高尾公矢(2010)「外国人介護福祉士の可能性をめぐる諸問題－EPAインドネシア人介護福祉士候補者の事例を手がかりとして－」『聖徳大学研究紀要』21、pp.23-30。

赤羽克子・高尾公矢・佐藤可奈(2012)「EPA外国人介護福祉士候補者への支援態勢をめぐる諸問題－施設の支援態勢と候補者の就労・研修状況との関係を手がかりとして－」『社会学論叢』174、pp.1-19。

安里和晃(2005)「台湾とシンガポールにおける外国人介護労働者の就労状況」シンポジウム報告書『在日フィリピン人の介護人材養成：現状と課題』龍谷大学アフラシア平和開発研究センター。

安立清史・大野俊・平野裕子・ほか(2010)「来日インドネシア人、フィリピン人介護福祉士候補者の実像」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5、pp.163-174。

平野裕子・小川玲子・川口貞親・ほか(2010a)「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第2報)－候補者及び経済連携協定スキームの評価に関する要因の分析を中心に－」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5、pp.99-111。

平野裕子・小川玲子・川口貞親・ほか(2010b)「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第3報)－受け入れの実態に関する病院・介護施設間の比較を中心に－」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5、pp.113-26。

- 飯田達能・宮澤美代子・桑野妙子(2010)「国際的視野に立った医療現場のあり方を提案しEPA看護師・介護福祉士候補者8名を受け入れる」『国際人流』pp.3-6。
- (公財)介護労働安定センター(2005)「平成16年度介護労働実態調査」
一(2007)「平成18年度介護労働実態調査」
一(2016)「平成27年度介護労働実態調査」
- 金美辰(2010)「EPAによりインドネシアから来日した介護福祉士候補者の研修と介護福祉士国家資格取得への意識」『大妻女子大学人間関係学部紀要』12、pp.37-44。
- クレアシタ(2010)「インドネシア人の看護師・介護福祉士候補者の来日動機に関する予備的調査－西日本の病院・介護施設での聞き取りから－」『九州大学総合政策センター紀要』5、pp.193-98。
- 厚生労働省(2010)「インドネシア人介護福祉士候補者受入実態調査」
(<http://www.whlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000054my.html>2016.12.18閲覧)
- 厚生労働省(2015a)「介護人材の確保について」第4回社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会、参考資料3、p.5。
- 厚生労働省(2015b)「2025年に向けた介護人材の確保～質と量の好循環の確立に向けて～」第4回社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会資料。
- 厚生労働省(2016)「第28回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果」(別添2)第28回介護福祉士国家試験の内訳・入国年度別候補者の累積合格率。
- 中井久子(2009)「フィリピン人看護・介護学生の海外就労意識からみた日本の受け入れの課題」『大阪人間科学大学紀要』7、pp.19-28。
- 永田寿子(2008)「外国人研修生受け入れの実際とインドネシアからの受け入れについて」『月刊福祉』2008 October、pp.30-33。
- 永田寿子(2011)「介護福祉士候補者の受入体制－経過と課題」『月刊福祉』2011 November、pp.24-27。
- 野尻京子・古川愛梨(2010)「外国人介護福祉士候補者受け入れの現状－介護施設2箇所の聞き取り調査報告－」『皇學館大学社会福祉論集』13、pp.37-43。
- 小川全夫(2009)「外国人介護福祉士導入をめぐる論点－誤解から理解へ－」『九州大学総合政策センター紀要』3、pp.67-76。
- 小川玲子(2009)「インドネシア人介護福祉士候補者の受入れ施設のアンケート調査から」(福岡市での九州大学アジア理解講座『インドネシア人ケアワーカーを日本に迎えて－問題点とその克服策を考える』での発表)。
- 小川玲子・平野裕子・川口貞親・ほか(2010)「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第1報)－受け入れの現状と課題を中心に－」『九州大学総合政策センター紀要』5、pp.85-98。
- 奥島美夏(2010)「インドネシア人看護・介護労働者の葛藤－送出し背景と日本の就労実態」『歴史評論』722、pp.64-81。
- さわやか苑(2010)「専門用語の習得が鍵－インドネシア介護福祉士候補者のその後－」『月刊介護保険』170、pp.58-62。
- さわやか苑(2012)「外国人介護福祉士が誕生－現場でどう支えたか－」『月刊介護保険』197、pp.58-62。
- 宣元錫(2009)「外国人看護師・介護士の受け入れ」川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編著『移民政策へのアプローチ：ライフサイクルと多文化共生』明石書店、pp.232-33。
- 高梨昌(2007)『外国人労働者問題と人口減少社会の雇用戦略』社会経済生産性本部、生産性労働情報センター。
- 高本香織(2011)「異文化間看護・介護とコミュニ

ニケーション：EPAに基づく外国人看護師・
介護福祉士候補者の受け入れをめぐる」『麗
澤学院ジャーナル』19、pp.33-43。

塚田典子(2010)「外国人労働者への期待と不安」
『介護現場の外国人労働者』明石書店。

東京都社会福祉協議会 (2009)「外国人介護者の
受け入れに関する検討委員会 中間のまとめ」

上野美香(2012)「EPAによるインドネシア人介
護福祉士候補者の受け入れ現場の現状と求め
られる日本語教育支援－候補者と日本語教師
への支援を目指して」国際協力研究誌18、
pp.123-36。

植村康生(2012)「インタビューEPA介護福祉士
候補者の受入れと試験合格までの道のり」『都
市問題』2012年7月号、pp.32-40。

安留孝子 (2009)「外国人介護労働者の受け入
れに関する介護現場の意識－受け入れ施設へ
のインタビューとアンケート調査結果から」『流
通経済大学社会学部論叢』20(1)、pp.15-31。

結城康博 (2013)「社会保障制度における外国
人介護士の意義」『淑徳大学紀要』47、
pp.111-27。

小地域福祉活動における 持続可能な福祉コミュニティづくり

—韓国「希望福祉共同体」の活動を中心に—

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科

李 省翰 (8941)

Sustainable welfare community development in subregional
activities for welfare

—Focusing on the activities of “desired welfare community” in South Korea—

Nihon Fukushi University

LEE SUNGHAN

Sustainable welfare community development in subregional
activities for welfare

—Focusing on the activities of “desired welfare community” in South Korea—

This study discusses the future sustainability, as well as form, of a welfare community. In recent communities, “diversity” has attracted more attention than “identity.” The community type has shifted from stand-alone to open. In particular, “the emergence of underpopulated areas” and “urban development” have received the greatest attention in sustainability of welfare community.

In this study, we researched cases of “desired welfare communities” in South Korea in three phases and selected 11 subjects for interview using the snowball sampling method. We analyzed new structures, particularly, community funding and social enterprises, which promote subregional activities that improve the functioning of the “desired welfare community.” We divided the interview process into four parts—the recognition conversion phase, mutual-aid phase, expanded cooperation phase, and establishment phase of the initiative—and presented the process about sustainability of welfare community.

Keywords: Welfare community, subregional resident activities, social enterprise, autonomy of citizens, South Korea

I. 研究背景

コミュニティに関する多くの研究では、すでにコミュニティの多様な役割と機能に注目し、Ross (1955; 1967) のコミュニティ・オーガニゼーション (以下、CO) の提言と共に地理的コミュニティ、機能的なコミュニティの区分とシーボーム報告書 (1968) のコミュニティケアなどを通して役割と活用可能性を検討してきた。しかし、情報社会の発達によって従来のコミュニティは意味を持たないことになり、コミュニティ内の家族機能の衰退、マイノリティの問題、摩擦などの地域諸問題によってコミュニティは今まで経験していない新しい問題に直面している。複雑化された現代のコミュニティにおいて住民組織の役割はますます重要になっている。本研究では多くの住民活動の中でも、特に小地域福祉活動と社会的企業、コミュニティ・ファンディングに着目し、新たな小地域福祉活動を行っている地域の事例を検討することによって持続可能な福祉コミュニティづくりの可能性、またこれからの課題を検討する。

小地域福祉活動とは、一般的に小地域を基礎に行われる福祉活動と理解され、住民間のつながりを再構築する活動、要支援者に対する具体的な援助を行う活動、地域社会の福祉的機能を高める組織化活動 (地区社協やそれに対する基礎組織づくり) が含まれる¹⁾。必ずしも固定的ではないが「町内会・自治会」、それよりも広い小・中学校区の範囲で地域の福祉問題に住民自身が自主的・協同的に取込み、問題の発見や日常的な生活支援を行い、小地域を範域とした福祉問題の解決や福祉コミュニティの形成の役割を担っている (稲葉、2003: 37)。また、平野ら (2006) は小地域福祉活動についてネットワーク活動を強調しながらも、必ずしも組織化にこだわらず、住民による地域の福祉問題に対する話し合い、共有化とともに、解決に向けてさまざまな協力関係を築きながら行う主体的福

祉活動であると示している (平野ら、2006: 156)。つまり、地域住民において小地域福祉活動は「住民の顔が見える関係」日常生活圏を基盤として行われる住民のさまざまな福祉活動と言える。特にコミュニティでのマイノリティの問題、摩擦、単身高齢者の孤立死、老老ケア世帯増加などに対する支援は、小地域福祉活動の促進によって福祉コミュニティの機能強化と共に効率性を高めることができる。

現在にも福祉コミュニティに関する多様な議論が存在しており、特に福祉コミュニティは形成論を中心に議論が行われてきた。しかし、以前より成熟した市民社会の登場と活発な住民組織活動によって福祉コミュニティは形成論だけではなく、これからは持続可能な福祉コミュニティの必要性も高まっている。

II. 研究対象および方法

1. 研究目的

本研究ではコミュニティの変化過程を検討しながら、福祉コミュニティの課題を把握する。また、福祉コミュニティの形成論に留まらず、持続可能な福祉コミュニティづくりの可能性を模索することが目的である。特に韓国の「希望ディディンドル福祉共同体 (以下、希望福祉共同体)」の事例を用いて持続可能な福祉コミュニティづくりの可能性を検討する。希望福祉共同体の住民活動の特徴はコミュニティ・ファンディング (Community funding)、社会的企業 (Social Enterprise) の運営など、新たな小地域福祉活動を通じて持続可能な福祉コミュニティづくりを行っている。つまり、住民組織は行政に依存せずに地域問題と福祉サービスの提供に関する財政を自ら発掘し、福祉コミュニティの持続性が確保する21世紀型住民運動であると考えられる。このような小地域福祉活動において持続可能な福祉コミュニティの必要性は三つに分けることができる。

一つ目は、福祉ニーズの多様化である。伝統的に公共と民間に分けられた福祉サービス市場では急増する福祉ニーズに対してサービスの量的、質的に限界を見せている。特に福祉サービス提供に対する財政問題は増税による社会的負担につながる。

二つ目は、成熟した市民社会の存在である。以前より成熟した市民社会の登場は、多様な市民活動が行うきっかけになった。これから市民社会は社会を変える組織ではなく、実際的な社会問題を解決し、持続的に地域の問題に備える住民組織が必要である。

三つ目は、社会福祉制度の補完的な役割を担うことである。現代社会は、すでに社会保障制度やセーフティーネット役割の充実にもかかわ

と連携してコミュニティ・ファンディングを行ったことである。三つ目は、持続可能な福祉コミュニティを支えるために社会的企業を運営し、地域拠点として設立・運営してきた。このような特徴に基づいて福祉コミュニティの持続可能性を検討する。

本研究は、韓国「希望福祉共同体」という特定事例を中心に文献や関連報告書を通じて事例を把握し、「希望福祉共同体」の住民組織に対する面接調査を行う。対象事例に対する調査は3回にかけて行う。一次調査（2015年11月15日）は、ヒアリング調査を中心に地域の特性と背景、希望福祉共同体の構成などを調べ、研究対象としての適合性を検討した。また、二次調査（2016年3月22日―23日）は、希望福祉共同体活動の



らず、未だに社会サービスが届かない地域や対象者が増えている。小地域福祉活動を通じた持続可能な福祉コミュニティづくりを通じてこのような制度の狭間を補完していくことが期待される。

2. 研究対象および方法

本研究では韓国の事例を通して小地域福祉活動による持続可能な福祉コミュニティづくりを検討する。分析対象は釜山市ササン区の小地域（22地区）である希望福祉共同体の事例を分析する。研究対象には三つの特徴に注目する。一つ目は、居住環境改善という地域住民のニーズを中心に福祉コミュニティづくり活動が行われてきたことである。二つ目は、福祉共同体活動において求められる地域財源を地域住民自らが民間企業

仕組み、具体的な事業内容などを検討し、面接調査の項目を作成した。ヒアリング調査と面接調査の項目は、1) 地域住民のニーズ 2) 社会的企業の運営と現状、3) コミュニティ・ファンディングに関する活動、4) リーダーの役割、5) 地域拠点の役割などで構成する。三次調査（2016年5月20日）は、作成された項目に基づいて地域住民と住民リーダーに対する半構造的面接（Semi-Structured Interview）を行う。半構造的面接を採用した理由は、「希望福祉共同体」の場合は、一般化されてない事例であり、半構造化された面接を通じて面接参加者の自律的な参加を図ることを目的としたのである。調査対象者の採用は、面接者の推薦を受け、次の面接者を決めていくスノーボールサンプリング

表-1、面接者の一般的情報

NO.	年齢	性別	所 属	備 考
A	44歳	女	希望福祉共同体	
B	52歳	男	希望福祉共同体	
C	38歳	女	社会的企業	リーダー
D	43歳	女	希望福祉共同体	リーダー
E	47歳	女	希望福祉共同体	
F	40歳	女	社会的企業	
G	55歳	男	社会的企業	
H	61歳	女	社会的企業	
I	57歳	女	希望福祉共同体	

(Snowball sampling)を通じて希望福祉共同体の活動に参加している11名を採用した。事前に本研究の目的及び内容を十分に説明し、面接調査の情報収集においては面接参加者の同意を得て面接内容を録音する。また、面接内容を踏まえて4段階（認識転換段階、相互扶助段階、協力拡大段階、主導性構築段階）に分けて分析を行う。²⁾

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定に基づいて事前に住民会議を通じて本調査に自由に参加できるように本研究の目的及び内容を十分に説明し、面接に適切な対象者を採用した。また、面接調査の情報収集においては面接参加者の同意を得て面接内容を録音し、研究以外には使用しないことを説明した。

III. コミュニティの理論的検討

1. コミュニティの変化と展開

コミュニティに関する概念は、急速な社会変化によって長い間に変化をしてきた。Maclver(1930)は、コミュニティの特徴を地域の特定範囲、共通的な社会的特徴、行動感情としてコミュニティは、常に特定な地域、すなわち、他の地域と区分されるべきであると言及した。また、その構成員は定住することによって相互

間の強い連帯意識を持ち、強い連帯意識は同一地域に生んでいる住民の共同生活の基盤になると示している。さらにコミュニティ研究の代表的な学者であるHillery (1955) は、「コミュニティを一定の地理的な領域に一つ以上の多様な共同の連帯を通して社会的に相互作用する人々、あるいは組織と示した。そして少なくとも地理的な領域、社会的相互作用、共同の紐帯関係の3つがコミュニティには存在すると強調した。Warrenは、急激な都市化によるコミュニティの変化を認識し、コミュニティの概念に対する再検討を強調する。Warren (1963) によるコミュニティは、地理的な側面と心理的な側面に分け、地理的な側面では人々が生きていく特定地域を意味し、心理的な側面では人々の共同感情、共同利益を求める生活様式を示している。

イギリスの「シーボーム報告書 (1968)」では社会サービスが拡大される時期に社会サービスに対する責任を地方自治体へ移転し、地方自治体は各コミュニティを基盤にして運営する方を研究した報告書である。本報告書ではコミュニティを社会サービスの重要な基盤、あるいは「福祉の場」として認識しつつ、以前とは異なるコミュニティの特徴と役割を強調する。まず、コミュニティの概念に対して共同の目標、共同の利益を求める集団、あるいは共同体と規定し、

人々のグループの物質的な位置および共通のアイデンティティを含めて理解されている。また、コミュニティという用語は一般的に地理的な領域と共通のアイデンティティ (Common identity) を持つ集団という双方の意味であると示しており、一定の場所に居住し、相互同一な感情を持つ人間集団を示している。

その他、シーボーム委員会ではコミュニティの性格に対して新たな社会福祉サービスを運営する際に社会福祉サービスの権威と資源性や効果性を規定する基盤になると説明している。また、多様な形態のコミュニティに関心を持つ理由は、過去の農村社会に見られた地域共同体を都市社会に再現し、過去のコミュニティに対する期待感を示すことではないことを示している。また、コミュニティが社会福祉サービスの収益者と同時に提供者である実践的な根拠および社会福祉サービスが個人、家族、集団の社会関係を支えるためにはコミュニティの必要性が不可欠であると言及している³⁾。

日本では、岡村重夫がこのようなコミュニティの特性に基づいて「同一性」を踏まえたコミュニティを提言しつつ、コミュニティを「成員のあいだに相互的援助が保障され、かつそれ（相互的社会関係）を経験する人々に幸福感をあたえるような相互的社会関係のネットワークが存在すること」を示した（岡村、1974：22）。

ところが、コミュニティの変化に対してさまざまな議論が存在するが、大きく2つに分けて考えることができる。一つは、社会問題の多様性と変革性である。特に野口定久（2016）による「家

族問題の社会化」という論点に注目する。ここでは今日の家族は個人化し、家族構成員の個別問題を家族の問題として受けとめきれず、そのまま社会化される傾向が強くなっていると存じている。このような家族問題の社会化によってコミュニティでの諸問題はより複雑化された。コミュニティの一つの主体となる家族の役割は縮小し、制限的なコミュニティの機能不全によって伝統的なコミュニティは限界に直面してきたと言える。このように制限された独立型コミュニティから解放型コミュニティへの変化は、基礎生活様式にかかわるコミュニティの壁を乗り越え、コミュニティの間に共同の目標、価値、思想などが共有できる共生関係が重要な背景であるだろう。

もう一つは、伝統的なコミュニティでは貧困、労働のような個人の問題や性向に焦点を当てて経済および環境分野に限定して活動し、衣・食・住を中心とした生活改善を中心に行われてきた。それに比べ、今日の現代的コミュニティは直接的な生活問題や地域の生活者（当事者）の幸福、価値に基づくコミュニティ基盤にしていた。とりわけ、現代のコミュニティは情報社会、グローバルズムがコミュニティの変化に大きな影響をもたらしてきた。特に情報社会への発展はインターネットによる仮想コミュニティという新しい領域を生み出す。このような考え方は地理的なコミュニティの壁を乗り越え、新たな活動の基盤になっていることは事実である。しかし、仮想コミュニティでのつながりが実際につながりではない。地域内の実質的な出会いが減少す

表-2、コミュニティの機能分化

	機 能	目 的	形 態
環境	「富の総量（規模）」	持続可能性	空間のコミュニティ
福祉	「富の分配」	公平性（公正、平等）	福祉のコミュニティ
経済	「富の生産」	効率性	生産のコミュニティ

出典）広井良典（2010：2）より再構成したものである。

るによって実際のコミュニティでは社会的は排除、孤立、摩擦の問題が次から次に登場している。

2. 福祉コミュニティ論の理論的検討

日本の福祉コミュニティは、高度経済成長期以後の都市化により、各地のコミュニティが崩壊することに対し、地域福祉の新たな可能性を拓くとともに、コミュニティの再生の契機となることが期待されてきたと言える(瓦井, 2006:3)。

福祉コミュニティに対する研究は欧米を中心に行われてきた。Hillery(1955)は、すでに1950年代にコミュニティに関する94項目の概念を収集して分析した。今日では、当時より最も多くのコミュニティに対する概念があると考えられるが、そのなかで代表的なコミュニティの類型を提示したのがRossである。Ross(1967)はコミュニティの類型を分流し、大きく地理的コミュニティ(geographic community)、機能的コミュニティ(functional community)と分けている。ここでは前者を地理的に限定された地域の住民を含めた地域内の組織や集団と述べ、後者を地理的な意味よりも共同の目標、生活様式、一体感、合意性などに基づいた共同体であり、地域に関する特定テーマの関心がコミュニティの形成に影響を与えると示している。社会変化によってコミュニティに対する変化を続け、地理的コミュニティと共に機能的コミュニティへの関心も高まってきた。

とりわけ、岡村重夫はシーボーム委員会のコミュニティケア、ROSSの機能的なコミュニティなど1960年代に議論された欧米のコミュニティ論を踏まえて社会福祉に対するコミュニティの役割と機能を強調した。特に機能的なコミュニティを基づいて福祉コミュニティを提言する。岡村(1974)によると福祉コミュニティは生活上、不利条件や日常生活上の困難を現に持っているか、または、そういう傾向が見える個人と家族、そして共通の福祉への関心を中心に形成された特

別なコミュニティ集団であると述べた。さらに組織化によるコミュニティの機能を区別し、福祉組織化による福祉コミュニティを一般コミュニティの下位客体として位置付け、福祉コミュニティの固有性を強調した。また、木谷(1986)は、福祉コミュニティの内容と方法に対する固有性を強調しており、山本(1986)も福祉コミュニティに対して人々が共に生き、それぞれの生き方を尊重しつつ、主体的に生活環境システムに動きかけていくことを示している。また、野口ら(1995)によると「福祉サービスその提供とその基盤整備としての福祉環境づくり、住民意識・態度の変容と公私のネットワークが一体となって一定の地域社会(基本的には日常生活圏)に成立することがすすめるものである」と述べており、「具体的には地域組織化と福祉組織化という二つに組織化活動と地域福祉計画によってすすめられている」と述べている(野口ら, 1995:108)。このような福祉コミュニティを展開していくためには「地域住民の自主性と自己決定の原則に基づく主体的なコミュニティへの参加を基盤とした行政や企業を含めた地域の構成メンバーによる公私共同の体系が必要」と論じている(杉岡, 1995:45)。今日の福祉コミュニティでは住民参加の自主性、主体性と共に共助・公助・互助・自助のようなコミュニティ機能を強調しており、福祉ガバナンスを通じた新たな福祉コミュニティモデルが求められている。

3. コミュニティの変化による福祉コミュニティ課題

近年、コミュニティの多様な変化と共に福祉コミュニティ論に対する多くの課題も論じられている。越智昇は「コミュニティの一つの側面で福祉コミュニティがあるのではなく、コミュニティが成熟した姿ではないか(越智昇, 1993:224)」と述べ、福祉コミュニティを特定的手段や方法ではなく、コミュニティが発展した理想

的な形態として論じている。また、大橋謙策によれば「一般コミュニティと福祉コミュニティとの使い分けは、今日ではあまり意味をもたず、一般コミュニティ自体を福祉コミュニティの視点において模索し直す必要がある（大橋、2006：25）」と論じている。この主張は今日のコミュニティでは様々な社会変化により、自然的に福祉コミュニティの機能を含めているため、現在の福祉コミュニティに対する議論は大きな意味を持たないことを示している。このような福祉コミュニティに対する批判的な視点は、時代の変化によるコミュニティの多様性を強調していると考えられる。これに対し、牧里毎治は福祉コミュニティの概念に対して厄介な代物で、幾通りにも解釈され、立場が異なると、その理解もまるで違ったものになると論じている（牧里、1994：82）。確かに時代の変化によってコミュニティは多様な形態で現れてきた。とりわけ、伝統的コミュニティは関係と機能を重視したため、関係性を基盤とした生活様式などによって形成されてきた。その場面からみると岡村による福祉コミュニティにも生活者一人ひとりの「個人」から出発し、社会との「主体的関係」から生じる「生活問題」解決という観点を重視し、その関係性に注目したと考えられる。それに比べると現在のコミュニティは「つながり」より「異なり」を注視する考え方が重要ではないか。つまり、伝統的なコミュニティが注視してきた「関

係性」より、地域住民の「多様性」に基づいたコミュニティが現在に我々が求めている姿であるだろう。関係性から表れている地域問題（マイノリティ、摩擦、孤立）は、人々の関係性から生じる問題であるが、より複雑化された地域問題においてコミュニティの役割は相互の多様性（異なり）を尊重することか最も重要であると思われる。

今日では単なる「依・食・住」が主な生活問題ではない。人々の環境、考え方、関心などによって「生き方」も異なってくる。福祉コミュニティを発展させていくためには、今まで行われてきた形成論に留まらず、これからの持続可能性を明らかにすることが求められている。

加えて、多様なコミュニティの構成員を統合していくためには短期間であり、制限的な行政と民間の資源では限界があるだろう。地域住民がコミュニティでの問題を自ら認識し、持続可能な解決方式が求められている。その持続可能性を確保するためには「福祉ガバナンスの構築」、「多様性による地域問題の認識」が重要な視点である。

IV.事例検討および分析結果

1. 認識転換段階：希望福祉共同体の登場と展開

希望福祉共同体のエリアは釜山市ササン区の小地域（22地区）である。鉄道がある古い町である。すでに地域再開発計画があったが、この

表-3、コミュニティの変化と展開

区 分	伝統的コミュニティ	現代的コミュニティ
価値観	関係性による生活問題	多様性による地域問題
構成要素	地域性、相互扶助、	個人的親密感、連帯性
重要領域	意識改革運動（食生活改善、所費節約、リサイクル運動など）、	生活問題・関係性強調（住民の幸福・価値・人々の多様性を強調）
類 型	共同体の区分と限定 独立型（地理的）コミュニティ	共同体間の協力を強調 解放型（機能的）コミュニティ

筆者作成

区域は無許可住宅が多く、行政はこの地域をそのまま放置されてきた。この地域の地理的な特徴は、細い道を真ん中において21地区と22地区に分けられ、自治体の担当者が異なるため、自治体によって支援もそれぞれ異なることが地域の特徴である。

22地区より財政的に豊かな21地区自治体では劣悪な環境で住んでいる住民のために都市整備開発事業を実施する。その反面、22地区では財政問題を含めて無許可住宅が多く、公的サービスを提供できないという問題があった。都市整備開発事業に対する支援が相対的に少なく、劣悪な住居環境が続けられた。以後、22地区では住居環境改善運動が始まり、住民自治運動として希望福祉共同体の活動が始まる。希望福祉共同体の登場背景は、行政の多様な社会サービスが届かない対象者が増えることによって地域に詳しい地域住民が自ら対象者を発掘し、地域に対する新たな支援体系が求めている。

私は、この地域で8年しか住んでないですが、最初、この地域の印象は「危ない地域」、「貧困地域」という印象が強かったです。また、無許可住宅が多い地域であるので、この地域がいつ無くなるか分からないという不安感も持っていました。地域住民が地域を守りたいという意思が、すごく強かったですので小規模ですが、多様な地域住民活動が行って来ました。……（中略）……

私たちが地域を守るために積極的に動いたのが、無許可住宅に対する撤去反対運動からです。以後、私たちの地域は自ら変化して生きたいという認識が広がって生活環境改善運動まで繋がりました。

（面接参加者Cさん）

希望福祉共同体は、まちを中心に住民組織化を行い、地域住民自らが社会サービスを必要とする対象者を発掘し、地域に潜在されている資源を用いて支援する活動、あるいは組織である。

活動の究極的な目標は、お隣に対する関心、助け合いなどを通して地域住民間の「情」を確認し、民・官の協力を通じた地域共同体を構築することである。

希望福祉共同体の組織構成は、推進委員長を中心に支援団（地域専門家、町長）、運営委員会（自治会、宗教団体、病院、商店、学校など）ディディンドル隣人（ボランティア団体）、ディディンドル見守り支援団（福祉委員、一般住民）などで構成されている。また、希望福祉共同体活動の特徴は短期的な活動や福祉サービスの支援に留まらず、長期的に活動や福祉サービスが提供できる支援体系を目標としているため、コミュニティ・ファンディングや社会的企業を運営する新たな住民活動を行っている。このような活動は行政による依存度を減少させ、地域雇用創出、多様な福祉サービス提供など肯定的な効果がある。自治体では、直接的な介入せずに、間接的に住民活動に参加している。例えば、地域に社会的企業の設立に関する支援を行い、地域住民の参画を通じて運営を図る。また、地域内のイベントなどがある際には、行政的な支援、ボランティアを募集、広報活動など多様な活動を支援している。

2. 相互扶助段階：人的ネットワークの機能の強化

日本と韓国のコミュニティは、欧米のコミュニティと異なる固有の特殊性を持っており、以前から血縁、知縁、学縁などに基づいた結束力が強いコミュニティが存在した。このようなコミュニティは「縁」によるネットワーク、いわゆる「縁福祉（network-based welfare）」⁴⁾という福祉ネットワークが現在の地域福祉実践活動のような役割をしてきた。特に国から社会サービスとして提供された子育てや介護などは伝統的コミュニティでは構成員の「縁」を中心に補完されてきた。「縁」によるネットワークは、インフォーマルな領域であるが、個々人の一次

的な生活問題や一人で生活しにくい問題もこのような「縁」を通じて解決される。また、地域住民が生活に対する悩みがある際にも、助け合う人々は福祉専門家ではなく、「縁」による人々であった（ホン・ギョンジュン、2000）。

現代社会に比べて以前には「縁」または「絆」コミュニティを支える一つの要素として認識する傾向があった。しかし、「縁」福祉は国家が社会保障と福祉サービスを提供ことによって衰退してきたと言える。最近のコミュニティ崩壊による社会的孤立、孤立死、いわゆる「無縁社会」というのは、このような「縁」の機能不全が原因ではないか。日本と韓国において“顔が見える関係”に基づいた小地域福祉活動は「縁」福祉の機能と可能性に対して注目すべきである。

最初から人が集まる機会がないでした。この地域は無許可住宅が多く、行政からの支援もあまりない地域でした。行政からは、私たちの事情は分かっているが、無許可住宅であることで法律的に支援できる方法がないと言われています。しかし、この地域から離れることは誰も考えていません。……（中略）……行政から届かないサービスなどをいかに住み続けた地域住民が協力しながら補完していくのかに対して、常に考えました。しかし、お金もないし、私たちが提供するサービスというのが「婦人会」、「青年会」から行った安否確認や子どもを預ける会など自ら運営しながら、地域を支えてきました。

（面接参加者Dさん）

コミュニティでの家族機能の低下と「絆」希望福祉共同体の事例で「縁」福祉という領域が一般化されることではないが、この地域は中山間地のような地理的に劣悪な環境ではないにもかかわらず、公的サービスが届かない地域になっている。このような現象は、無許可住宅の密集地域であることによって行政からも無許可住

宅に住んでいる22区の住民に支援できる法的根拠がないため、補助金を含めた福祉サービスの提供が困難であった。

この地域は平均40年以上住んでいる住民が多いです。地域の規模が小さいし、住宅なども劣悪に見えるけど、地域に対する愛着が強い人が多いです。行政が支援できないと言われたら、大変だけど我々が自ら改善していくしかないでしょう。……（中略）……地域住民みんな仲間だから、何をしても違和感もないし、お金も、何もないけど、当時は自信がありましたね。（面接参加者Bさん）

3. 協力拡大段階：コミュニティ・ファンディングと住民エンパワーメント

コミュニティ・ファンディング（Community funding）の概念は、未だに不十分であるが、地域の資源や財政を基金として集めて地域開発事業や低所得階層の支援などの地域問題を解決することを示している。アメリカのワシントン（Washington）やシアトル（Seattle）では、コミュニティ・ファンディング・グループ（Community funding group）という非営利法人が運営しつつ、低所得者の税金問題、医療支援など地域の様々な問題に取り込んでいる⁵⁾。いわゆる、コミュニティ基金のような財政を創出し、地域単位で地域問題を解決することである。

「希望福祉共同体」の場合も、コミュニティ・ファンディングを行っている。ただ、希望福祉共同体の場合は、法人のような組織がないし、地域住民自らが地域資源と財政を確保してきた。希望福祉共同体の構成員が住んでいる22地区では、平均的に30年以上の古い住宅が多く、住宅の屋根や壁などに対する安全問題が大きな問題である。多くの無許可住宅に対して行政の支援も限界がある状況なかで住居環境改善運動を行うためには、より積極的な活動が必要である。

地域住民のニーズに対する活動が活発になると、やっぱり、お金が必要になりました。しかし、行政からは限界があり、私たちが非営利団体でもないです。寄付金などを集めることもできませんでした。……(中略)……以後、地域で必要な資源を外部から探して見ようという動きが始まりました。そのためには公式的な住民組織を設立し、非公式的な集まりを公式的な住民組織として変化させる動きがありました。(面接対象者Dさん)

以後、希望福祉共同体の構成員は住居環境改善運動を効果的に行うために多様な地域資源と財源の必要性を感じた。以後、地域住民自らが地域に所在している大企業と連携して必要な地域財源に対するファンディング活動を計画する。このような希望福祉共同体の活動戦略は、22地区が目標した住居環境改善事業を成功させ、古い住宅の屋根と壁を新しく改善させた。また、

連携した企業名を入れた22地区の新たな名称を決め、企業のロゴを屋根に絵で示すことによって企業との持続的な関係を結んでいた。以後、希望福祉共同体と連携活動をしてきた企業は認識を変え、より多様な住民活動をサポーターができる後援者の役割を担っている。

住民活動を行う際には、様々な要素が必要ですが、特に財政をいかに作り出して、いかに活用するのか。つまり、地域資源をマネジメントする力が必要であると思います。私がこの地域に住み始めたこともこのような専門的な経験を地域住民と共有したと思ったからです。/(中略)/私の地域では、地域で必要な資源を外部から受け入れ、その資源を持続的に維持していくために社会的企業の運営を考えました。(面接参加者Cさん)

希望福祉共同体の主体的な小地域福祉活動の背景には、体系的な住民組織活動によるエンパ

表-4、希望福祉共同体(22地区)の福祉コミュニティづくり活動

事業名	事業内容	事業対象
ガササギの声事業	一人暮らしの高齢者、母子家庭に対する見守り、声かけサービス	高齢者、障害者、慢性病気者
ドンブルジギ事業	制度の狭間に追い出された対象者を地域住民自らが発掘し、支援する事業	制度の狭間にいる対象者
ディディンドルハウス事業	才能寄付者、地域住民などが地域にある空き家を修理して住居環境が劣悪な注民に家を提供する	地域住民
才能の分け合い事業	才能寄付事業、美容・家電製品修理・洗濯・おかずづくりなど	地域住民
共同体食堂運営(希望食堂) (地域拠点)	地域住民の所得創出、居場所として住民が共同に運営する食堂。 低所得住民雇用、一人暮らし高齢者へのおかず無料配達、無料給食など	地域住民、地域の脆弱階層
地域と企業の結縁事業	地域資源の限界に対応するために地域の企業体と連携してまちづくりを行う	地域住民
安全・安心まちづくり事業	暗い道に電灯を設置、犯罪防止など	地域住民

出展) ヒアリング調査を基に筆者作成

ワーメントがある。地域単位でのエンパワメント形成は、地域内の個人や組織が多様なニーズを充足させるために個々人の技術と資源を共同の努力で作りに出すことを示す。また、住民活動の目標達成に重要な要素として地域の全体構成員が支持できる意思決定構造を構築し、地域福祉活動の実践構造において疎外階層、脆弱階層の参与を図る4)。このようなエンパワメントの概念は、過程としてエンパワメントと結果としてエンパワメントに分けられる。前者の場合は、地域住民が自分の生活に対して自主的な統制力を獲得し、生活の質の向上に必要な資源に接近することを意味する。また、後者の場合は、域住民の踏力と地域実践家の介入効果による統制力と資源の接近性を示めている (Zimmerman, 2000 ; 43-63)。希望福祉共同体の場合は、統合的なエンパワメントを通じて外部から地域問題解決に必要な財源を発掘することによって持続可能な福祉コミュニティづくりが行われている。

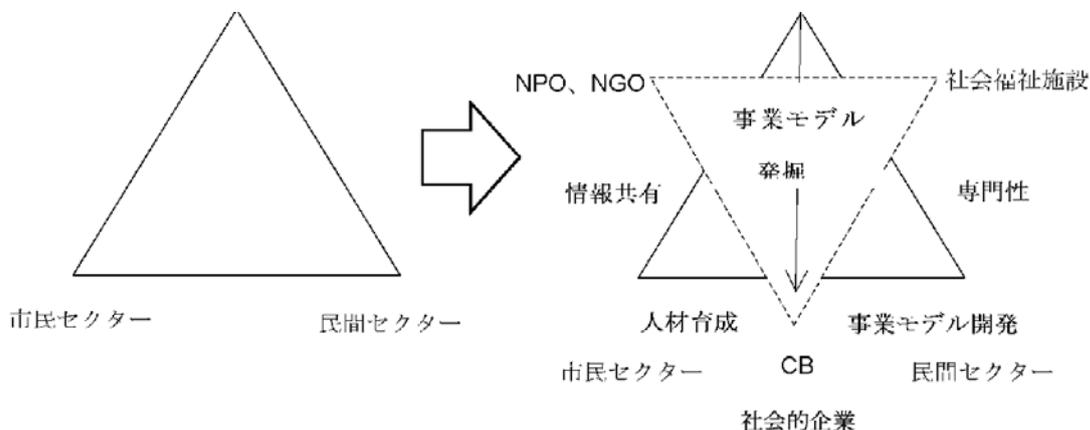
4. 主導性構築段階：新たな住民活動と社会的企業の運営

希望福祉共同体のもう一つの特徴は、地域住民を中心にした社会的企業(Social Enterprise)の

運営を挙げられる。希望福祉共同体は地域財源を効果的に運用するためにコミュニティ・ファンディング活動と共に地域拠点として社会的企業を運営していた。社会的企業は社会的目的及び価値を追求する組織(企業)で脆弱階層の就労支援と地域社会に公共サービスを供給し、地域再生の役割を担う企業である(Defourny2006)。すなわち、営利を目的せずに、社会や地域の問題を解決するために行うビジネス活動であり、ビジネスを通じた収益は地域の問題を解決するために再投資することを示している。

ここで社会的企業は地域の失業問題の解決や福祉サービスの多様化など地域に肯定的な影響を与え、地域活性化の方法として使われてきた。特に希望福祉共同体では社会的企業「希望食堂」運営し、地域拠点として多様な福祉サービス(おかず配達、無料給食など)を提供している。また、社会企業を運営して得られた収益に対しては、他の地域問題を解決するために支援を行っている。例えば、地域の福祉サービスが届かない対象者に対して必要なサービスや支援を行う「ダブルジギ事業」や一人暮らし高齢者に見守りサービスである「ガササギの声事業」など地域に適切なサービスを地域住民自らが発掘し、提供する活動を続けている。したがって、希望福祉共

図-1、「希望福祉共同体」の福祉ガバナンスの構築の例



筆者作成

同体の活動において社会的企業の運営は、行政に依存せずに福祉サービスの多様性を確保し、地域住民活動の自律性と持続性を支えていく実践モデルでとして定着されている。

V. 総合的考察

1. 「希望福祉共同体」の福祉ガバナンスの構築

制度化とはインフォーマルな組織や活動がフォーマルに変容されることを示している。このような制度化過程は、住民活動の推進において不可欠な要素であるだろう。しかし、制度化が地域住民の自由や意志を押さえる障害要素になる可能性がある。したがって、住民活動に対して自治体や専門家が介入する際には、何か新たな制度や概念を導入することより、地域住民を押さえている障害要素を長期的になくしていく必要がある。特に小地域福祉活動に対するコミュニティの持続性を確保するために公共財の介入は不可欠であり、限定されたコミュニティの範囲で民間の役割も重要である。コミュニティの構成員である住民組織と公共と民間の協業（cooperation）と分担が最も重要であり、コミュニティ構成員（公共、民間、住民）が福祉ガバナンスを構築する必要がある。

しかし、福祉コミュニティの持続性というのは公共と民間の主導による持続性ではない。公共と民間に対する住民活動の依存度が減らしていくことが重要であり、公共と民間、そして住民組織の協業と分担を通じたバランスが福祉ガバナンスにおいて重要な機能である。したがって、持続可能な福祉コミュニティ構成員は、福祉ガバナンスを基盤にして双方に提供者と利用者、収益者と消費者のような媒介者（Mediator role）役割をすることによって住民活動やコミュニティの欠陥を補完していく。このような観点からみると、希望福祉共同体の活動は、住民ニーズの多様性を認識し、小地域福祉活動を通して公共・民間・住民組織が協業できる福祉ガバナンスを

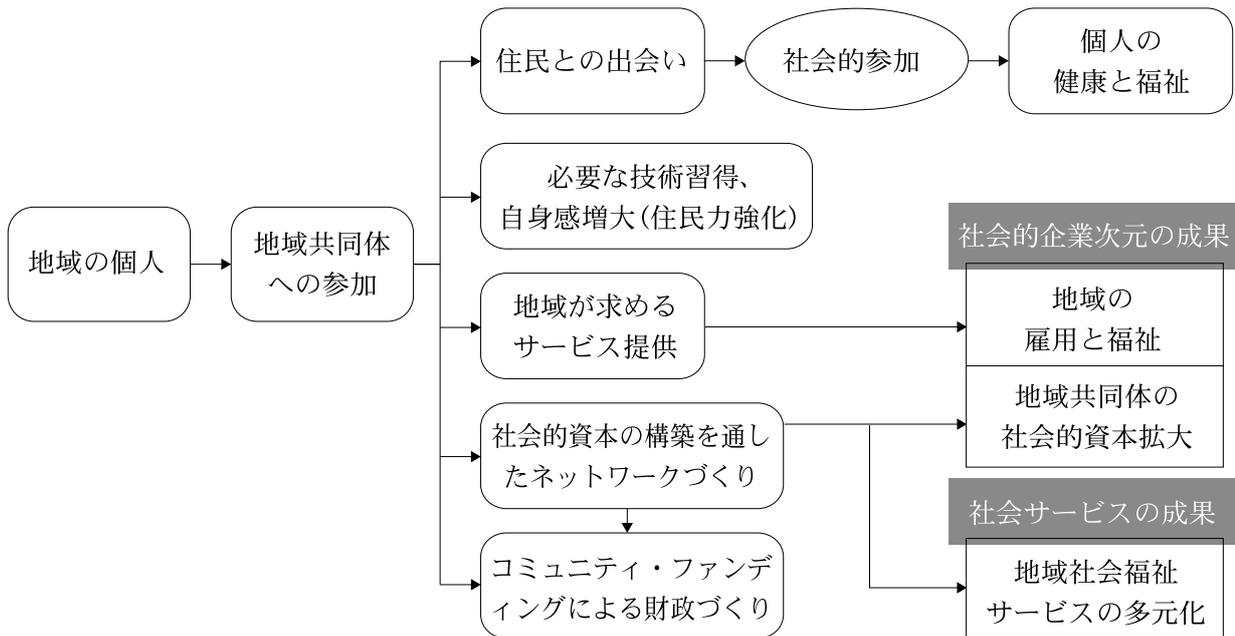
構築したことを注目すべきである。

2. 「希望福祉共同体」の持続可能な福祉コミュニティづくり

今までの「再分配」という社会福祉の固有の機能はコミュニティ構成員の生活において重要な要素であった。「再分配」、「助け合い」、「ノーマライゼーション」といった要素は福祉コミュニティが強調してきた「同一性」より「多様性」を基盤にすることが重要ではないか。そういう場面からみると「希望福祉共同体」の大きな特徴は今まで福祉コミュニティが注視した「同一性」より「多様性」を基盤としたコミュニティへの構築は、より多くの地域住民が参加しやすい環境を提供したと言える。

持続可能な福祉コミュニティづくりに対して、現在にも多くの対案が挙げられているが、特に「希望福祉共同体」ではコミュニティ・ファンディング、社会的企業の運営など新たな仕組みを通して自主的な住民運動の基盤を固めた。特にコミュニティ・ファンディングを通じて民間企業と連携し、住民活動の支援、福祉サービス提供など多様な活動を行いながら、支援や福祉サービスの持続性を確保するために社会的企業を運営してきた。このような新たな住民活動は、これからまちづくり、地域再生などの実践戦略として注目すべきである。ただ、このような住民活動が、すべてのコミュニティで通用されることではないだろう。小地域のインフラを用いてビジネス方式を導入することは簡単ではない。また、コミュニティに関する多様な活動は、予め地域の特性（規模、文化、地域性、地理的な位置）に踏まえた適切な活動が重要であり、以後には持続可能な形態を支える踏力が必要である。

図-2、「希望福祉共同体」の持続可能な福祉コミュニティの推進プロセス



筆者作成

おわりに

本研究では韓国の「希望福祉共同体」の小地域福祉活動を通じた持続可能な福祉コミュニティの可能性を検討した。特にコミュニティの変化によって福祉コミュニティの変化も不可欠であることを示した。より複雑化された地域問題によって福祉コミュニティで協調してきた「同一性」という前提条件は衰退し、多様な理解関係から生じる摩擦を克服するためにコミュニティ構成員の双方が「多様性」を認めることが将来の福祉コミュニティが志向する姿ではないか。現在にもコミュニティに関する多様な役割と可能性が検討されている。しかし、単にコミュニティによる経済的なトリクルダウン（Trickle-down）を期待することより、持続的な小地域福祉活動を通じて福祉コミュニティづくりに対する経験やノウハウを作っていくことが重要である。

また、コミュニティを社会サービス基盤として活用し、多様な福祉サービスが提供するビジネスを通じた福祉ガバナンスの構築は、福祉コミュニティづくりの持続性と小地域福祉活動において重要なメカニズムである。

注

- 1) 全国社会福祉協議会が平成19年にまとめた「小地域福祉活動の推進に関する検討委員会報告書」より
- 2) 本調査の面接調査は「韓国語」で行い、面接内容を記録した。以後、記録した内容を日本語で翻訳するなかで、ある程度の意識が含まれている。
- 3) Report of The Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services, HER MAJESTY'S STATIONRY OFFICE, 1972, p.147
- 4) 「縁」福祉（network-based welfare）は、学縁、血縁、知縁などで繋がっている共同体であり、国家が福祉サービスを提供する前から福祉を配分する役割を担ってきた（ホン・ギョンジュン、2000）。
- 5) Community funding group に対する情報は、「<http://communityfundinggroup.org>」（2016年4月13日にアクセス）

参考文献

ガン・ジョウンギ、ヘック・ジョンマン、キム・チャンウ (2015) 『地域社会福祉論：理論・技術・現場』 p p.72より 감경기, 백종만, 김찬우, (2015), 『지역사회복지론: 이론·기술·현장』 나남출판 p.72

Chairman Frederic Seebom (1968), “Chairman of the committee on Local Authority and Allied Personal social Services、11-147

Defourny, J (2006) 「Defining social enterprise」 social Enterprise at the crossroads of markets, public polities and civil society. Nyssens, M. (ed). Routledge.

平野隆之・宮城 孝・山口 稔 (2006) 『コミュニティソーシャルワーク』有斐閣PP.136-159

ホン・ギョンジュン (2000) 「縁福祉の論理と実態、そして可能性の探索」社会福祉研究 第16号、255-280 (Hillery, G. (1955), “Definitions of community: areas of agreement” Rural Sociology, 20, 111-123

HER MAJESTY’S STATIONRY OFFICE(1972), “Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services”、147

原 慶子 (2007) 『福祉コミュニティの礎-自然・いのち・平和・芸術』ドメス出版

広井良典・小林正弥 (2010) 『コミュニティ』勁草書房

井上英晴 (2004) 『福祉コミュニティ論』小林出版

稲葉一洋 (2003) 『福祉コミュニティ形成の技術』学文社 p p 135-149

瓦井 昇 (2006) 『福祉コミュニティ形成と研究』大学教育出版 p p 69-103

上野谷加代子・斉藤弥生 『福祉ガバナンスとソーシャルワーク』ミネルヴァ書房

Maclver, R.M. (1931), “The contribution of sociology to Social Work” Columbia

University Press

牧里每治・野口定久 (2007) 『協同と参加の地域福祉計画-福祉コミュニティ形成に向けて』ミネルヴァ書房

牧里每治 (1994a) 「自治型地域福祉を語る」『月刊福祉』全国社会福祉協議会、1994.6月号

牧里每治 (1994b) 「地域組織化とまちづくり活動の支援」『社会福祉研究』43(2) p p 377-393

野口定久外5名 (1995) 『新時代の地域福祉』エディケーション p p 108-115

野口定久 (2008) 『地域福祉論-政策・実践・技術の本系』ミネルヴァ書房

野口定久 (2016) 『人口減少時代の地域福祉-グローバルリズムとローカルリズム-』ミネルヴァ書房

岡村重夫 (1974) 『地域福祉論』光生館

岡村重夫 (1982) 『社会福祉原論』全国社会福祉協議会

奥田道大・和田清美 (2003) 『福祉コミュニティ論』学文社

大橋純一 (1998) 『都市化と福祉コミュニティ』学文社

Ross, M,G(1955), “Community Organization: Theory and principles” New York: Harper & Row

Ross, M,G(1967), “Community Organization: Theory, principles, and practice” 2nd eds. New York: Harper& Row

Warren, Roland, L(1963), 「The community in America, Chicago : Rand McNally & Co.

Zimmerman, M, A(2000), Empowerment theory : psychological, organizational and community levels of analysis, In J, Rappaport & E, seidman(eds), Handbook of Community Psychology, New York: Kluwer Academic

青年の評価による親の子育ての質尺度作成の試み

—青年期のSense of Coherence及びソーシャルワーカーの支援との関連をふまえて—

Development of the Quality of Parenting Appraised by Adolescents

Scale: Relationship with Adolescents'

Sense of Coherence and Social Workers' Support.

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 博士課程

藤 津 加奈子

日本福祉大学 社会福祉学部

山 崎 喜比古

日本福祉大学 社会福祉学部

後 藤 澄 江

1. はじめに

青年は様々なストレスを感じる出来事や状況、すなわちストレッサーに直面した時、効果的な対処を行うことが難しい場合があると指摘されている（藤田 2009）。よって、青年がストレッサーやストレスに対し効果的に対処する力をもつことができるように周囲が支援を行うことが求められる。

首尾一貫感覚（SOC; sense of coherence）（Antonovsky 1979: 183; Antonovsky 1987: 19）はストレス対処力（山崎2011a: 3）とも言われている。SOCとは、ストレスフルな出来事や状況に直面しながらも健康を保っているだけでなく、これらを人生の成長の糧に変え、明るく、いきいきと生活していく力である（山崎2011b）。

SOCは、①環境の刺激を理解できる感覚である把握可能感、②刺激への対処に十分な資源を自由に使える感覚である処理可能感、③生きて

いくことで生じる問題にはかかわる価値があると思える感覚である有意味感の3つの要素から成る（Antonovsky 1987: 21-3）。

SOCは、生きていく中で経験する良質な人生経験によって形成されると言われている。これには、①共有された価値観やルールや習慣に基づく一貫性、②負荷が過小でも過大でもないバランスのとれた負荷、③好ましい結果が得られたことに自分自身も参加・参与したという結果形成への参加の3つがある（Antonovsky 1987: 24; 山崎2008: 21）。これらの人生経験はそれぞれ、把握可能感、処理可能感、有意味感を形成すると言われている（Antonovsky 1987: 24）。また、乳幼児や子どもの場合、家族から大切だと思われている感覚、困った時相談できる家族がいるという感覚等からなる情緒的親密性（emotional closeness）を育む人生経験も指摘されている（Sagy & Antonovsky 2000）。

親が乳幼児や子どもに対し行う子育て、すなわち親の態度や行動（小川1991）は、彼らに上記の良質な人生経験を提供することで、彼らのSOCを形成していくと考えられている（Antonovsky 1987：109-15）。この乳幼児や子どもの年齢として、0歳から12歳（木村ら2001；戸ヶ里2011a：41）が想定される。よって、本研究ではこの時期を子ども時代と呼び、この時期にあたる者を子どもと呼ぶ。また、12歳前後から20歳代後半頃までを青年期として定義する（戸ヶ里2011a：44）。

子どもは親の子育てに対して、肯定的及び否定的な複合的評価を行うと考えられる（Lazarus & Folkman 1984：34）。そして、子どもが青年へと成長する時、青年はこの否定的評価をも含む子ども時代の親の子育ての質を受容し、それを基に未来の生き方を形成することで自我同一性（山岸1990：26）及びSOC（Antonovsky 1987：118）を形成していくと考えられる。青年が子ども時代の親の子育ての質を受容していくためには、その肯定的な側面に着目し、評価することが求められる。そして、SOC及び有意味感と、青年が評価する子ども時代の親の子育ての質との間には正の関連があると考えられている（戸ヶ里2008：61-2；戸ヶ里2011b：118）。特に、SOCはそれ自体を高めるのではなく、青年が評価する子ども時代の親の子育ての質を高めることで形成されると考えられている（Antonovsky 1987：109-15；戸ヶ里2008：62）。先行研究では、青年が評価する子ども時代の親からの支援（木村ら2001）、良好な家族関係（Volanen, Lahelma et al. 2004）、親からの愛情（García-Moya, et al. 2012）と青年期のSOCとの正の関連が実証されている。

しかし、先行研究では既存の尺度（木村ら2001；García-Moya et al. 2012）や独自に作成した項目（Volanen, & et al. 2004）を用いてお

り、青年のSOCと関連する、

青年が評価する子ども時代の親の子育ての質を包括的に測定評価する尺度は殆どない。このような尺度を開発することによって、青年の成長のために重要な、青年の評価による親の子育ての質が明らかになる。また、クライアントとの対話の中でソーシャルワーカーが、クライアントが過去の出来事や状況に対し自分なりの肯定的な意味づけ方を生成していくための支援を行うことは、ストレングス視点アプローチである（狭間2001：161）。そして、子ども時代の親の子育ての質の肯定的な側面に着目し、評価を行うことも、この意味づけ方に含まれる（Park 2010）。しかし、ソーシャルワーカーによる青年の意味づけ方生成の具体的支援方法に関する研究は殆どない。本研究で作成される尺度は支援に際するチェックリスト機能をもつことになると考えられるため、作成が求められる。

したがって、本研究の目的は、青年期のSOCと関連する、青年の評価による子ども時代の親の子育ての質尺度（以下、子育ての質尺度）を作成し、その信頼性および妥当性を検証することである。

II. 研究方法

1. 子育ての質尺度の予備尺度の項目作成

子ども時代の良質な人生経験として、一貫性、バランスのとれた負荷、結果形成への参加（Antonovsky 1987：109-15；山崎2008：21）、情緒的親密性（Sagy & Antonovsky 2000）の4つを想定した。そして、これらに関する青年が評価する親の子育てとして、それぞれ①『一貫性に関する子育て』、②『バランスのとれた負荷に関する子育て』、③『結果形成への参加に関する子育て』、④『情緒的親密性に関する子育て』という4つのカテゴリーを設定し、各カテゴリーの項目を作成した。その際、対象者が評価する過去の親の子育てを測定する既存の尺

度である PBI (Parental Bonding Instrument) (Parker, Tupling & Brown 1979; 小川1991) 及び EMBU (Egma Minnen av Barndoms Uppfostran) (Perris et al. 1980; 染矢・高橋・門脇1996) を参考とし、各カテゴリーと関連していると想定される項目を取り入れた。なお、項目作成にあたっては、保健学の学位を有する教員1名、精神保健福祉士及び臨床心理士の資格を有する大学院生1名で複数回協議を行い、最終的に29項目からなる子育ての質尺度の予備尺度（以下、予備尺度）を作成した（表1）。1点～5点の5件法により回答を求め、得点が高いほど子ども時代の親の子育ての質への青年の評価が肯定的であると解釈される。

2. 対象者と調査方法

協力の得られたX県のY、Z大学に在籍する大学生635名を対象者とし、2014年12月～2015年1月の大学講義開始直前または終了直後に質問紙を配布し、即日及び配布後4週間以内に回収を行った。

3. 調査内容

1) 属性、予備尺度、2) 首尾一貫感覚の順番で回答を求めた。

1) 属性

性別及び年齢とした。

2) 首尾一貫感覚 (SOC; sense of coherence)

首尾一貫感覚 (SOC; sense of coherence)

表1 予備尺度の項目表

設問番号	項目内容
①一貫性に関する子育て(8項目)	
Q1	親はどんな時も、できる限り私の傍についてくれた。
Q5	親は、私に対していつも一貫した基準にそって対応していた。
Q9	親は、私の手におえないことが生じた時、きちんと責任をとってくれた。
Q13	親は、何を大切だと考えているか、私にはっきり伝えてくれた。
Q17	親は、私が悪いことをした時、過剰に叱ることはなかった。
Q21	親は私を叱る時、きちんと理由を話してくれた。
Q25	親は、兄弟や姉妹と私を区別することなく、皆に対して平等に接してくれた。
Q28	親は、友人を比べて私が劣っている時でも、私を責めることはなかった。
②負荷バランスに関する子育て(7項目)	
Q2	親は、私がやりたいことに対して、無視や拒否をすることが少なかった。
Q6	親は、私のやりたいことを行うことが難しいとき、他のことを提案するなど代替案を出して、私を新たに方向づけてくれた。
Q10	親は、私がやりたいことを達成できた時、褒めてくれた。
Q18	親は、私が困った時助けてくれた。
Q22	親は、学業やスポーツの成績において、私に能力以上の高い期待をもっていなかった。
Q26	親は私に、親のかなえたかった夢をかなえるように期待しなかった。
Q29	親は、私が望む夢をかなえることを応援してくれた。
③結果形成への参加に関する子育て(8項目)	
Q3	親は、私のすることを全てコントロールしようとしなかった。
Q7	親は、私のプライバシーをおかさなかった。
Q11	親は、私を依存させようとしなかった。
Q14	親は様々な関わりを通して、私のことを大切に思っていることを伝えてくれた。
Q15	親は、過保護ではなかった。
Q19	親は、親の意見を押しつけなかった。
Q23	親は、私自身に決定を下させた。
Q27	親は、私が好んでしたいと思うことをさせてくれた。
④情緒的親密性に関する子育て(6項目)	
Q4	親は、私となるべく接する時間をもつようしてくれた。
Q8	親は、私が困った時相談にのってくれた。
Q12	親は、私に優しく、慈愛があった。
Q16	親は、私の抱えている問題や心配に理解を示してくれた。
Q20	親は、私が悲しい時、よく私を慰めてくれた。
Q24	親は、私を褒めてくれた。

(Antonovsky 1979:183; Antonovsky 1987:19) を測るため、SOC-13 (Antonovsky 1987:222-5; 山崎1999) を使用した。SOC-13は先行研究で信頼性及び妥当性が概ね確認されている(戸ヶ里・山崎2005)。SOC-13は、把握可能感、処理可能感、有意味感の3つの下位尺度得点からなる。全13項目からなる設問に対し、1点～7点の7件法で回答を求めた。SOC-13及び把握可能感、処理可能感、有意味感の得点が高いほどそれぞれSOC及び把握可能感、処理可能感、有意味感が高いと解釈される。

4. 分析方法

統計解析は統計ソフトのR (version 3.2.4) (R Development Core Team 2016) を使用し、有意水準は5%未満とした。予備尺度の因子構造をみるために、最小二乗法及びプロマックス回転による探索的因子分析を行った。子育ての質尺度の信頼性を検証するために、Cronbachの α 係数を求めた。尺度の妥当性は、第一に、SOC-13及び各下位尺度を外的基準に置き、子育ての質尺度及び各下位尺度との相関係数を算出することによって、併存的妥当性を検証した。先行研究 (Antonovsky 1987:109-15; 戸ヶ里2011b:118) より、SOC-13及び各下位尺度と子育ての質尺度の間には正の相関が想定される。第二に、子育ての質尺度の各下位尺度を独立変数、SOC-13及び各下位尺度を従属変数とした重回帰分析を行うことによって、構成概念妥当性を検証した。先行研究 (Antonovsky 1987:109-15; 戸ヶ里2008:62) より、子育ての質尺度の各下位尺度はSOC-13及び各下位尺度に対し正の影響を与えると想定される。第三に、妥当性を高める手続きの一つとして、男女間の子育ての質尺度及び各下位尺度の差を、対応のないt検定あるいはウィルコクソンの符号付順位和検定によって検証した。先行研究 (佐藤2011:146) より、子育ての質尺度及び各下位尺度は、男性

よりも女性の方が有意に高いと想定される。

5. 倫理的配慮

協力の得られた上述の2校の大学の対象者に、配布文書及び口頭にて、研究の目的、内容及び倫理的配慮について説明し、結果公表に際しての匿名性を保証した。また、データは統計処理をして本研究の目的以外には使用しないこと、参加や撤回などによる不利益は一切ないことを説明した。そして、書面にて対象者の同意を得た。本研究は日本福祉大学大学院の倫理審査委員会において承認を得た。

III. 結果

1. 回収率と対象者の属性

調査の回収数は322名であった(回収率50.7%)。その中で回答に著しい不備のなかった270名を有効回答とした(有効回答回収率42.5%)。平均年齢は20.3歳、SD=1.07であった。内訳は、男性101名(37.4%)、女性169名(62.6%)であった。

2. 因子分析の結果(図1, 表2)

天井効果(平均値+1SD>5)のみられたQ1の1項目を除き、全28項目とした。この28項目について、重み付きなし最小二乗法、プロマックス回転を用いて探索的因子分析を行った。スクリープロットを基にした固有値の変動状況(図1)及び因子の解釈可能性に基づき、2因子解が最適解であると判断した。そして、2因子を仮定した因子分析を行った。①因子負荷量が.40に満たない項目(Q25, Q29)、②2つ以上の因子にわたって.30以上負荷している項目(Q24)を削除して再度因子分析を行った。その結果、25項目2因子となった(表2)。2因子の累積寄与率は43.150%であり、各因子の固有値は第1因子11.596、第2因子2.174であった。項目内容より、第1因子は「親からの支援と愛情表現」と解釈された。

図1 予備尺度の固有値に関するスクリープロット

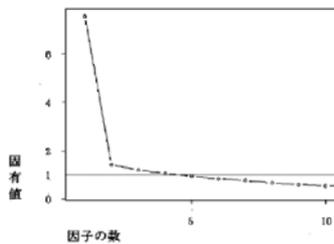


表2 因子分析の結果

項目	因子 I	因子 II
I. 親からの支援と愛情表現 ($\alpha=.922$)		
Q8 親は、私が困った時相談にのってくれた ⁴⁾	.836	-.119
Q18 親は、私が困った時助けてくれた ²⁾	.768	.013
Q14 親は様々な関わりを通して、私のことを大切に思っていることを伝えてくれた ³⁾	.734	.096
Q13 親は、何を大切だと考えているか、私にはっきり伝えてくれた ¹⁾	.714	-.108
Q6 親は、私がやりたいことを行うことが難しい時、他のことを提案するなど代替案を出して、私を新たに方向づけてくれた ²⁾	.711	.103
Q20 親は、私が悲しい時、よく私を慰めてくれた ⁹⁾	.711	-.059
Q16 親は、私の抱えている問題や心配に理解を示してくれた ⁴⁾	.702	.100
Q10 親は、私がやりたいことを達成できた時、褒めてくれた ⁴⁾	.673	.040
Q4 親は、私となるべく接する時間をもつようしてくれた ⁴⁾	.657	-.030
Q21 親は私を叱る時、きちんと理由を話してくれた ¹⁾	.608	.095
Q12 親は、私に優しく、慈愛があった ⁴⁾	.549	.091
Q9 親は、私の手に負えないことが生じた時、きちんと責任をとってくれた ¹⁾	.548	.163
Q5 親は、私に対していつも一貫した基準にそって対応していた ¹⁾	.483	.080
II. 親からの意思決定の尊重 ($\alpha=.861$)		
Q19 親は、親の意見を押しつけなかった ³⁾	.090	.760
Q23 親は、私自身に決定をさせた ³⁾	-.135	.745
Q3 親は、私のすること全てをコントロールしようとしなかった ³⁾	-.050	.714
Q27 親は、私が好んでしたいと思うことをさせてくれた ³⁾	.079	.645
Q26 親は私に、親のかなえたかった夢をかなえるように期待しなかった ³⁾	-.140	.540
Q22 親は、学業やスポーツの成績において、私に能力以上の高い期待をもっていなかった ²⁾	-.092	.533
Q28 親は、友人と比べて私が劣っている時でも、私を責めることはなかった ¹⁾	.102	.527
Q11 親は、私を依存させようとしなかった ³⁾	-.029	.497
Q7 親は、私のプライバシーをおかさなかった ³⁾	.230	.480
Q15 親は、過保護ではなかった ²⁾	.251	.478
Q2 親は、私がやりたいことに対して、無視や拒否をすることが少なかった ²⁾	-.062	.466
Q17 親は、私が悪いことをした時、過剰に叱ることはなかった ¹⁾	.127	.437
固有値	11.596	2.174
因子寄与率 (%)	25.578	17.571
累積寄与率 (%)	25.578	43.150
下位尺度間相関		
因子 I	1	
因子 II	.618***	1

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

項目内容より、第2因子は「親からの意思決定の尊重」と解釈された。

3. 信頼性の検証

25項目全ての平均得点を算出し、「子育ての質尺度」得点とした。各2因子に相当する項目の平均得点を算出し、それぞれ各下位尺度得点とした。この2つの下位尺度得点は有意な正の高い相関 ($r=.618$, $p<.001$) を示した (表2)。子育ての評価尺度の信頼性をCronbachの α 係数を算出することで確認した結果、子育ての質尺度が.928、「親からの支援と愛情表現」が.922、「親からの意思決定の尊重」が.861であった。

4. 併存的妥当性の検証 (表3)

子育ての質尺度及び各下位尺度と、外的基準

のSOC-13及び各下位尺度との相関係数を算出した (表3)。その結果、SOC-13及び処理可能感、有意味感は、子育ての質尺度及び各下位尺度との間に有意な正の弱から中等度の相関を示した ($r=.152\sim.320$)。一方、把握可能感は「親からの意思決定の尊重」と有意な正の弱い相関 ($r=.140$, $p<.05$) を示したが、子育ての質尺度及び「親からの支援と愛情表現」とは無相関であった。

5. 構成概念妥当性の検証 (表4)

SOC-13及び各下位尺度を従属変数とし、子育ての質尺度の2つの下位尺度「親からの支援と愛情表現」及び「親からの意思決定の尊重」を独立変数とした重回帰分析 (強制投入法) を行った (表4)。その結果、SOC-13及び処理可能感、

有意味感を従属変数とした場合有意なモデルとなった。SOC-13及び処理可能感へは「親からの意思決定の尊重」が有意な正の影響（SOC-13： $\beta=.260, p<.001$, 処理可能感： $\beta=.284, p<.001$ ）を与えていた一方、「親からの支援と愛情表現」は有意な影響を及ぼしていなかった。有意味感へは「親からの支援と愛情表現」（ $\beta=.199, p<.01$ ）及び「親からの意思決定の尊重」（ $\beta=.157, p<.05$ ）が有意な正の影響を与えていた。しかし、把握可能感を従属変数とした場合、モデルが非有意であった。なお、VIF値はすべて2未満であり、多重共線性の問題は生じていないと判断した。

6. 男女差の検証 (表5)

男女間の子育ての質尺度及び各下位尺度の差を、対応のないt検定あるいはウィルコクソンの符号付順位和検定によって検証した(表5)。その結果、子育ての質尺度及び「親からの意思決定の尊重」について、男性よりも女性の方が有意に高かった ($p<.05$)。

IV. 考察

本研究においては、子育ての質尺度（以下、本尺度）の作成を行い、その信頼性及び妥当性

を検証した。因子分析の結果、「親からの支援と愛情表現」及び「親からの意思決定の尊重」の2因子を抽出した。第1因子「親からの支援と愛情表現」は、青年による子どもが困った時親が支援し、子どもに対し愛情を態度や言動で表現したという評価を示していた。「親からの支援と愛情表現」は全4つの予備尺度のカテゴリー項目で構成されていた。そのうち『情緒的親密性に関する子育て』, 『負荷バランスに関する子育て』及び『結果形成への参加に関する子育て』の項目は、「親からの支援と愛情表現」の内容を示していた。これは、先行研究 (Sagy & Antonovsky 2000; Antonovsky 1987: 109-15; 木村ら2001; Grarc ía-Moya, et al. 2012) と一致していた。そして、「親からの支援と愛情表現」の中の『一貫性に関する子育て』の項目は、親が「親からの支援と愛情表現」を一貫して行っていたことを示していると考えられた。

第2因子「親からの意思決定の尊重」は、青年による親が自身の意見や高い期待を子どもに押し付けず、子どもの独立性や意思決定を尊重したという評価を示していた。「親からの意思決定の尊重」は『結果形成への参加に関する子育て』, 『負荷バランスに関する子育て』及び『一貫性に

表3 相関分析の結果

	SOC-13			
	SOC-13	把握可能感	処理可能感	有意味感
子育ての質尺度	.286 ***	.110	.232 ***	.320 ***
親からの支援と愛情表現	.221 ***	.061	.152 *	.300 ***
親からの意思決定の尊重	.297 ***	.140 *	.270 ***	.280 ***

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

表4 SOCに対する重回帰分析の結果

	SOC 13			
	SOC-13	把握可能感	処理可能感	有意味感
	β	β	β	β
子育ての質尺度	.060	-.041	-.023	.199 **
親からの支援と愛情表現	.260 ***	.166 *	.284 ***	.157 *
親からの意思決定の尊重				
	$R^2=.084$	$R^2=.013$	$R^2=.066$	$R^2=.096$
	$F(2, 267)$	$F(2, 267)$	$F(2, 267)$	$F(2, 267)$
	=13.290	=2.828	=10.520	=15.290
	$p<.001$	n.s.	$p<.001$	$p<.001$

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$
注) R^2 : 決定係数, β : 標準化偏回帰係数

表5 子育ての質尺度及び各下位尺度に関する男女差の検証結果

変数	得点の範囲	平均値±SD		性差 P値
		男性	女性	
1. 子育ての質尺度	1~5	3.506±.671	3.640±.683	$p<.05$
2. 親からの支援と愛情表現	1~5	3.585±.785	3.679±.781	n.s.
3. 親からの意思決定の尊重	1~5	3.421±.731	3.598±.721	$p<.05$

注) 検定: t検定あるいはウィルコクソンの符号付順位和検定

関する子育て』の項目で構成されていた。そのうち『結果形成への参加に関する子育て』及び『負荷バランスに関する子育て』の項目は、「親からの意思決定の尊重」の内容を示していた。これは、先行研究 (Sagy & Antonovsky 2000; Antonovsky 1987: 109-15; 戸ヶ里2011b: 116) と一致していた。そして、「親からの意思決定の尊重」の中の『一貫性に関する子育て』の項目は、親が「親からの意思決定の尊重」を一貫して行っていたことを示していると考えられた。

さらに、「親からの支援と愛情表現」は「親からの意思決定の尊重」と有意な正の高い相関 ($r=.618, p<.001$) を示していた。これは、親が子どもに温かく寄り添い、支えていきながらも、子どもの意思決定を尊重することが重要であることを示している。このような親の子育ての質の間の関係性は、子ども時代の親の子育ての質を包括的に測定する本尺度によって新たに明らかになったことである。そして、青年は本尺度の2つの因子によって示された子育ての質に基づき、子ども時代の親が自分に対し肯定的に接してくれたと気づき、子ども時代の親の子育ての質を受容していく (山岸1990: 26) と考えられる。その結果、青年は自我同一性 (山岸1990: 26) 及びSOC (Antonovsky 1987: 118) を形成していくと考えられる。

なお、本尺度の2因子は予備尺度の各4つのカテゴリーの項目が混ざりあっていた。予備尺度では子ども時代の各4つの良質な人生経験と関連する親の子育ての質に着目し、カテゴリーを設定した。しかし、青年期のSOCと関連する子ども時代の親の子育ての質は、各4つのカテゴリーに帰属するものではなく、4つのカテゴリー間にまたがるものであるため、本研究のような結果になったと考えられる。

本尺度及び各下位尺度のCronbachの α 係数は.861~.928であり、高い値を示していた。よって、

本尺度は十分な信頼性を示していた。また、相関分析を行った結果、本尺度及び各下位尺度は青年期のSOC-13及び処理可能感、有意味感と有意な正の弱いあるいは中等度の相関 ($r=.152\sim.320$) を示していた。これは、先行研究 (Antonovsky 1987: 112-4; 木村ら2001; 戸ヶ里2011b: 118-20) と一致していた。よって、本尺度の併存的妥当性が示された。しかし、青年期の把握可能感は「親からの意思決定の尊重」と有意な正の弱い相関 ($r=.140, p<.05$) を示した一方、本尺度及び「親からの支援と愛情表現」とは無相関であった。有意味感は、把握可能感によって把握した客観的状況に対する主観的な評価や意味づけ方の生成と関連しているため、有意味感と把握可能感は性質を異にしている。そして、本尺度は有意味感と関連が強いため (戸ヶ里2008: 61-2; 戸ヶ里2011b: 118)、本尺度及び各下位尺度は把握可能感とは関連があまりなかったと考えられる。

さらに、重回帰分析の結果、SOC-13及び処理可能感、有意味感を従属変数とした場合有意なモデルとなった。青年期のSOC-13及び処理可能感に対し、「親からの意思決定の尊重」が有意な正の影響 (SOC-13: $\beta=.260, p<.001$, 処理可能感: $\beta=.284, p<.001$) を及ぼしていた。これは先行研究 (Antonovsky 1987: 113-4; 戸ヶ里2011b: 118-20) と一致していた。一方、「親からの支援と愛情表現」は青年期のSOC-13及び処理可能感と有意な正の相関 ($r=.152\sim.221$) を示したにも関わらず、重回帰分析では有意な関連が示されなかった。「親からの支援と愛情表現」と「親からの意思決定の尊重」は有意な正の高い相関 ($r=.618, p<.001$) を示したことから、「親からの支援と愛情表現」は「親からの意思決定の尊重」を通して間接的に青年期のSOC及び処理可能感に影響を及ぼしていると考えられる。さらに、青年期の有意味感へは「親からの支援と愛情表現」 ($\beta=.199, p<.01$) 及び

「親からの意思決定の尊重」 ($\beta=.157, p<.05$) が有意な正の影響を及ぼしていた。これは先行研究での理論的示唆 (Sagy & Antonovsky 2000; Antonovsky 1987:112-3; 戸ヶ里2008:62-3) を実証していた。有意味感とはストレスの理解や対処のための資源を得ようとする動機づけの要素であり、SOCの3要素の中で最も重要である (Antonovsky 1987:26-7)。よって、本尺度の構成概念妥当性が示された。

男女間の本尺度及び各下位尺度の差を、対応のないt検定あるいはウィルコクソンの符号付順位和検定によって検証した結果、本尺度及び「親からの意思決定の尊重」について、男性よりも女性の方が有意に高かった。これは先行研究 (佐藤2011:116) を支持していた。よって、本尺度の妥当性が示された。

しかし、把握可能感は重回帰分析ではモデル自体が非有意になった。これは、上述したように、本尺度は有意味感に影響を与えるものであり (戸ヶ里2008:61-2)、把握可能感は有意味感とは性質が異なるためと考えられる。また、重回帰分析の決定係数が低かったため ($R^2=.066\sim.096$)、今後更なる検証が求められる。

V. まとめと今後の課題

本研究では子育ての質尺度 (以下、本尺度) を作成し、その信頼性及び妥当性を検証した。その結果、「親からの支援と愛情表現」及び「親からの意思決定の尊重」という2因子が抽出された。そして、本尺度及び各下位尺度のCronbachの α 係数は.861~.928であり、信頼性が示された。また、相関分析を行った結果、本尺度及び各下位尺度とSOC及び処理可能感、有意味感との間に正の相関が確認され、併存的妥当性が示された。さらに、重回帰分析を行った結果、本尺度の各下位尺度がSOC及び処理可能感、有意味感に与える正の影響が確認され、構成概念妥当性が示された。そして、対応のないt検定あるいはウィ

ルコクソンの符号付順位和検定を行った結果、本尺度及び「親からの意思決定の尊重」について、男性よりも女性の方が有意に高いことが確認され、妥当性が示された。

一方で、本研究には限界と課題も存在する。第一に、本尺度の信頼性及び妥当性については、今後はサンプルを変えかつ増やして検証を行っていくことが期待される。第二に、子育ての質尺度の重回帰分析の決定係数が低かったことから、青年期のSOC及び各3要素には、青年が評価する子ども時代の親の子育ての質以外に対する意味づけ方の要因が影響している可能性が考えられる。先行研究では、青年期のストレスへの意味づけ方についても既に尺度作成が試みられ、青年期のSOCとの関連が明らかにされている (藤津2017)。今後は子ども時代の親の子育ての質及び青年期のストレスへの意味づけ方と青年期のSOCとの関連を検証していく予定である。第三に、ソーシャルワーカーの青年への支援における、本尺度の有用性を明らかにするため、青年とその支援者であるソーシャルワーカーを対象にし、本尺度を用いた支援に基づく事例研究等を行っていくことを予定している。したがって、これらをふまえた上で、今後更なる研究が求められる。

VI. 引用文献

Antonovsky, Aaron (1979) Health, Stress, and Coping: New Perspective on Mental and Physical Well-being, Jossey-Bass Publishers.

Antonovsky, Aaron (1987) Unraveling the Mystery of Health: How People Manage Stress and Stay Well, Jossey-Bass Publishers. (=2001, 山崎喜比古・吉井清子監訳『健康の謎を解く—ストレス対処と健康保持のメカニズム』有信堂高文社.)

藤田長太郎・嘉目克彦・漆間幸一・ほか (2009) 「特集・メンタルヘルス②～相談体制・連携・

協働～不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援—キャンパスソーシャルワーカーとの協働による学生の自己選択能力の形成支援— 『大学と学生』 69, 43-51.

藤津加奈子 (2017) 「青年期のストレスへの意味づけ方尺度作成の試み —妥当性及び信頼性の検証—」 『日本保健福祉学会誌』 23巻2号, 23-34.

Grarc ia-Moya, Irene, Rivera, F. and Moreno, C. et al. (2012) Analysis of the importance of family in the development of sense of coherence during adolescence, Scandinavian Journal of Public Health, 40, 333-9.

狭間香代子 (2001) 『社会福祉の援助観 ストレンクス視点・社会構成主義・エンパワメント』 筒井書房.

木村知香子・山崎喜比古・石川ひろの・ほか (2001) 「大学生のSense of Coherence (首尾一貫感覚, SOC) とその関連要因の検討」 『日本健康教育学会誌』 9 (1/2) , 37-48.

Lazarus, Richard S. and Folkman, S. (1984) Stress, appraisal, and coping, Springer Publishing Company. (=1991, 本明寛・春木豊・織田正美監訳 『ストレスの心理学—認知的評価と対処の研究』 実務教育出版.)

小川雅美 (1991) 「PBI (Parental Bonding Instrument) 日本版の信頼性, 妥当性に関する研究」 『精神科治療学』 6 (10) , 1193-201.

Park, Crystal L. (2010) Making sense of the Meaning Literature: An Integrative Review of Meaning Making and Its Effects on Adjustment to Stressful Life Events, Psychological Bulletin, 136(2), 257-301.

Parker, Gordon, Tupling, H. and Brown, L. B. (1979) A Parental Bonding Instrument, British Journal of Medical Psychology, 52, 1-10.

Perris, Carlo, Jacobsson, L. and Lindstrom, H. et al. (1980) Development of a new inventory assessing memories of parental rearing behavior, Acta Psychiatrica Scandinavica, 61, 265-74.

R Development Core Team. (2015) R: A language and environment for statistical computing, R Foundation for Statistical Computing (<http://www.R-project.org/>).

Sagy, Shifra, and Antonovsky, H. (2000) The development of the sense of coherence: a retrospective study of early of life experience in the family, Journal of Aging and Human Development, 51(2), 155-66.

佐藤みほ (2011) 「第8章 高校生のSOCと幼い頃の家族の習慣」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典編 『思春期のストレス対処力SOC—親子・追跡調査と提言』 有信堂高文社, 137-152.

染矢俊幸・高橋三郎・門脇真帆 (1996) 「EMBU尺度 (養育態度認知に関する自己記入式調査票) の日本語版作成と信頼性検討」 『精神医学』 38 (10) , 1065-72.

戸ヶ里泰典・山崎喜比古 (2005) 「13項目5件法版Sense of Coherence Scaleの信頼性と因子的妥当性の検討」 『民族衛生』 71(4), 168-82.

戸ヶ里泰典 (2008) 「第4章 成人のSOCは変えられるか」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典・坂野純子 『ストレス対処能力SOC』 有信堂高文社, 55-68.

戸ヶ里泰典 (2011a) 「第2章 思春期のSOCは形成途上にある—高校3年間のSOCの変化」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典編 『思春期のストレス対処力SOC—親子・追跡調査と提言』 有信堂高文社, 39-58.

戸ヶ里泰典 (2011b) 「第6章 小・中学生時の経験は高校生のSOCに関係するののか」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典編 『思春期のストレス対処力SOC—親子・追跡調査と提言』 有信堂高文社,

109-24.

Volanen, Salla-Maarit, Lahelma, E. and Silventoinen, K. et al. (2004) Factors contributing to sense of coherence among men and women, European Journal of Public Health, 14(3), 322-30.

山岸明子 (1990) 「2章 青年の人格発達」 無藤隆・高橋恵子・田島信元編 『発達心理学入門Ⅱ—青年・成人・老人』 東京大学出版会, 11-30.

山崎喜比古 (1999) 「健康への新しい見方を理論化した健康生成論と健康保持能力概念SOC」 『Quality Nursing』 5(10), 81-6.

山崎喜比古 (2008) 「第1章 ストレス対処力SOCとは」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典・坂野純子編 『ストレス対処能力SOC』 有信堂高文社, 3-24.

山崎喜比古 (2011a) 「序章 ストレス対処力SOCとは」 山崎喜比古・戸ヶ里泰典編 『思春期のストレス対処力SOC—親子・追跡調査と提言』 有信堂高文社, 3-20.

山崎喜比古 (2011b) 「第18回日本産業精神保健学会：基調講演 健康生成モデルの中核概念Sense of Coherence (SOC) とその向上策を探る」 『産業精神保健』 19(4), 270-275.

This study developed the Quality of Parenting Children Ages 0-12 Appraised by Adolescents Scale (QPCAAS) and examined its relationship to sense of coherence. Factor analysis of the QPCAAS revealed two factors: “parents’ support and expression of affection for children-kakko” and “parents’ respect for children’s decision making. “The reliability, criterion-related validity, and construct validity of the QPCAAS were.

verified. sense of coherence, parenting, adolescence, children ages 0-12

堤 未果

『沈みゆく大国 アメリカ』

(2014年、集英社新書)

「アメリカの医療改革の経過と現状」

杉本 貴代栄

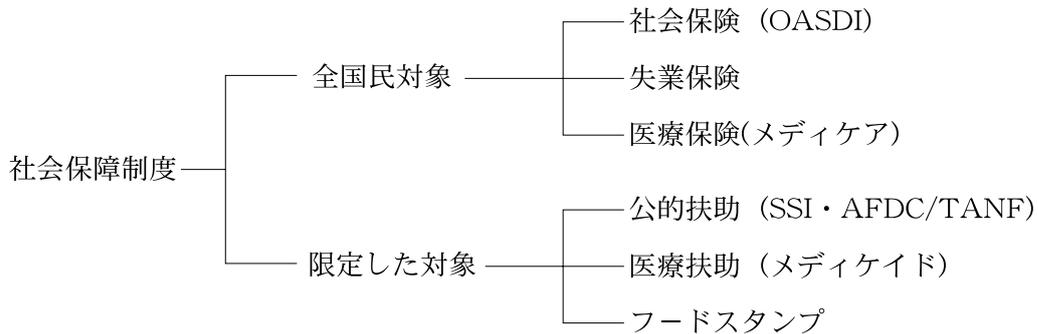
1) はじめに

2010年3月、オバマ大統領（当時）は、アメリカ国民に保険加入を義務づける「医療保険制度改革法（The Patient Protection and Affordable Act）」（通称、オバマケア）に署名した。リーマンショック以降国内の貧困が拡大し、労働者の4人に1人が時給10ドル（1000円）以下で生活するアメリカで、オバマ大統領はついに今まで実現しなかったアメリカの夢に手をつけたのだと期待する人々も多かった。「もう2度と、病気になっただけで医療破産するようなことはおこらなくなる」「既往歴による保険会社の加入拒否ももう終わる」「皆保険は最初の1歩だが、間違いなく大きな1歩となる」等々、ツイッターやフェイスブックによりこのようなメッセージは瞬く間に国内に広がった。多くの人々が期待したように、この法案には良い点も多々あるのだが、果たしてこの法案の実施によって、アメリカの医療は画期的に変化するのだろうか？本書はさまざまなアメリカの問題点に触れてはいるけれども、ここでは堤未果が『沈みゆく大国アメリカ』（2014年、集英社新書）（及びそれ以前に出版した、『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』（2010年同）、『ルポ 貧困大国アメリカ』（2008年同））のなかで中心的に触れている医療改革についてのみ取り上げて見ていくことにする。本書はアメリカの医療事情の現実をよく物語って

はいるけれども、それを説明する一般的な事情や経過についての説明が少ないため、本書を理解するためには、多少の説明や経過の補足が必要であると考えたからである。

なお、書評を書き始める前に、まずは言い訳と本書評の限界をあえて述べておかなければなるまい。私が本書の書評を、「中部社会福祉学研究7号」（日本社会福祉学会中部部会発行、2017年4月発行予定）に掲載することを編集会議で表明したのが2016年10月半ば頃、つまり今回の大統領選挙の約3週間前であった。もちろんその時点での私の見通しは、他の多くの人々と同様に、ヒラリー・クリントンが勝利し、進行中の医療改革がさらに進行するであろうという予想に基づくものであった。今日（未だ詳細は不明であるけれども）のようなオバマケアへの反動が吹き荒れるとは、考えてもいなかった時点での話である。ゆえに本書評は、堤未果のアメリカの医療改革についての書評であり、今後の（特に書評出版後の2017年4月以降の）医療改革の行方を示唆するものではないことを断っておかなければならない。多分別の機会があれば、それは2017年以後に行うべき私の別の仕事になるであろう。

＜図1 アメリカの主な社会福祉制度＞



(著者作成)

2) 医療保険の現状

まずは話題になっているアメリカの医療保険であるが、アメリカの社会保障制度のなかに全く医療保険が入っていないわけではない。

アメリカの社会保障制度は医療保険を欠落させて成立したが、＜図1＞に見るように、1960年代にメディケア（医療保険）と、メディケイド（医療扶助）の2種類の医療保険が追加され、現状では＜図1＞の構成になっている。メディケアは、高齢者と、ある種の障害者のための全米規模の医療保険である（1966年施行）。65歳以上のアメリカ人は社会保障の年金の受給と同時にほぼ自動的にメディケアの被保険者となり、障害者も含めて一定の患者負担分だけで各種の医療サービスを受けることができる。しかし、カバーされる年齢と条件が限られているため、一般的には、雇用者負担または各自の負担により、民間医療保険の被保険者となる必要がある（メディケア受給前は、もちろん民間の保険を購入することは必携である）。もう1種の、限定した人を対象とするメディケイド（医療扶助）は、1965年に成立した。低所得の人々だけを対象として、連邦政府が補助金を出して州が運営している。医療も私的であることを前提に行われているアメリカでは、自前で民間の医療保険を購入する（企業が一部を負担することもある。特に高収入の被雇用者は、

無料で良質の民間保険に家族共々入ることができ、入社の際の重要な条件となっている）ことは、特別なことではない。一般にアメリカでは国民の3人に1人は雇用者を通じた（あるいは自前の）医療保険に加入していて、また、6人に1人は無保険者であるという報告がある。このような無保険者（または条件が厳しい民間保険に入っているため、使用できる医療保険の枠が小さい人）が大きな病気をした場合、『ルポ 貧困大国アメリカ』（2008年）に書かれているように、医療費による個人破産が生じることになり、その増大が社会問題化している。これは私の親しいアメリカ在住の友人に実際に起きた話であるが、友人の夫が緊急で心臓手術を受け2週間の入院をしたとき（さまざまな不幸な事情があり、当時彼は民間の医療保険に入っていなかった）、23万ドル（2300万円）の請求書が病院から送られてきたという事実がある。

このような状況下では、なんとしても全国民が加入できる医療保険が必要である。何よりもこの法律ができれば、今後アメリカでは医療保険加入が全国民の義務になるのだ。保険会社が既往歴を理由に加入を拒否したり、病気を理由に一方向的に解約することも今後はできなくなる。加入者に支払われる保険金総額の上限を撤廃する一方で、医療破産を防ぐために患者の自己負担額には上限がつけられた。収入が低ければ一定額の補助金が政府から支給され、従業員50人

以上の企業には社員への保険提供が義務化され、違反をすれば罰金が科せられる。こうした政府発表はどれも、高額な医療費や保険料で苦しむ国民にとっていいことづくめだった。オバマケアは少しずつ、だが確実にアメリカ国内に浸透しつつあった。今後10年間で3000万人がオバマケアに登録し、国民の医療保険保持者は94%になると予想されていた。しかし施行から1年、オバマケアの内容が明らかになるにつれ、反対や批判が多発するようになる。

3) 二つの保険制度：「単一支払い皆保険医療制度」と「公的保険オプション」

日本で「国民皆保険」といえば、「保険証さえ持っていれば、日本中どこの病院でも、一定の窓口負担で医療が受けられる保険」のことであるが、現在のアメリカで進められているオバマケアとは、日本のような国民皆保険－「単一支払い皆保険医療制度」とは別のものである。日本、カナダ、イギリスなど多くの先進国で適用されている「単一支払い皆保険医療制度」とは、医療を受ける側が民間の企業を介さず政府や公的機関に直接保険料を支払い、少ない自己負担で診療を受けるシステムのことである。アメリカのようにすでに民間保険が中心となっている国では、患者と医師の間に政府ではなく、医療保険業界というビジネスが介在する。前著『ルポ 貧困大国アメリカ』でも記されていたが、彼らは、病院の株主のような役割を果たし、被保険者を提供した先の病院や医師たちに経営方針どころか治療方針にも指示を出す。そして保険を提供する患者には、年齢や健康状態で保険料に格差をつけたり、過去の病歴などを理由にして、保険金の支払いを渋り、利益を上げる。そのためこの新法律は、全国民に民間医療保険への加入を義務付けながら、保険料やその適用範囲、薬価の設定などには規制をかけないなど、医産複合体の利益を損なわない内容になっている。しかし同

サイトを通じてオバマ保険を買う人も少しずつ増加し、2016年には、1300万人がオバマケアに登録した。

オバマ大統領が最初に宣言した医療改革制度とは、基本的には「単一支払い皆保険医療制度」に類するもののようであったらしい。1993年にヒラリー・クリントンが旗振り役となって進めたものも同じような皆保険制度の導入であったし、現制度から莫大な利益を得ている医療保険業界と製薬会社の横やりでつぶされはしたものの、旧制度に賛同し、支持する識者も多い。しかし、結果的にはヒラリー・クリントンの時と同様に、実現したのは「単一支払い皆保険医療制度」ではなかったのだ。「単一支払い皆保険医療制度」が、医師と患者の間に民間企業を介在させないのに対して、もうひとつのオプションである「公的保険オプション」とは、公的保険か民間保険かを選択できるようにするもので、あくまでも民間保険との両立が前提である。加入した保険が条件に宛てはまらなければ、オバマ大統領が各州に設置した<エクスチェンジ「保険販売所」>で新しい保険を購入しなければならない。そこでは政府の既定条件を満たす保険プランだけが売られていて、国民はそのなかから月々の保険料や適用範囲などを比較して、最も自分に合ったプランを買わざるをえない。結局は、保険会社のプランに合わせることになるのだ。

オバマ大統領は、改革の内容を次第に変化させていく。長い間「単一支払い皆保険医療制度」を支持していた有力者たちも、公的保険と民間保険の抱き合わせ案に転向していく。当初の案の実現を待っていたのでは、いつまでたっても実現しないことに気づいたからだ。そもそもアメリカの医療を破綻させている医療保険会社や製薬会社などの医産複合体を排除するためには、政府が一括で運営責任を負う「単一支払い皆保険医療制度」だけなのであるが、「単一支払い皆保険医療制度」は議論のテーブルから早々に

消え去り、いつの間にかオバマの医療改革は、「公的保険+民間保険」か、「既存のままの民間保険のみ」という対立に変わっていく。その経過についても大手のメディアが沈黙したため、多くの国民はそれが外されたことすら知らずに、いつの間にか、「公的保険オプション」という代替案にすりかわってしまったのだ。

アメリカにはすでに説明したように、公的医療制度であるメディケア（高齢者用医療制度）とメディケイド（低所得者用医療制度）の二つが存在する。オバマが解消しようとしている4700万人の無保険者の大半は、貧困層の人々に加えて、「65歳未満、なおかつメディケイドの受給資格を満たすほどの貧困状態ではない層」、つまり職業を持ち、ある程度収入のある中流層も含まれる。特にリーマンショック以降、普通に仕事を持ちながらも医療保険を持っていない中流層が次々に出現した。50人以上の社員を持つ企業へ、社員の医療保険提供が義務づけられたことに対して多くの企業は、「(政府に)罰金を払って企業保険を廃止する」か「今いるフルタイム社員の勤務時間を減らし、大半をパートタイムに降格する」という「防衛策」を取りつつある企業も出現した。その結果、「労働時間は減り、企業保険にも加入できない」というパートタイム労働者が増加している。

4) 今後の展開 (?)

今回の大統領選挙で、オバマケアが選挙結果に大きく影響したという人もいるぐらいである。その是非はともかく、オバマケアが論点の一つとなったことは間違いないだろう。選挙直前の10月に政府が来年の保険料が25%上がるとの試算を出した（同時期にトランプ候補は、「オバマケアは崩壊している。政府が出した数字はでたらめで、保険料は60-80%は上がるだろう」と発言した（朝日新聞10月27日）。選挙戦中に、オバマケア拡充を主張する民主党のクリントン候

補に対し、「撤廃」を訴えてきた共和党のトランプ候補はここぞとばかりに攻勢を強めたのだ。一方で2016年11月の選挙直後に、トランプ次期大統領は、オバマ政権にとって「レガシー(遺産)」の一つであるオバマケアを見直す考え-「(医療保険をより手頃で良質なものに修正する」(朝日新聞11月12日)-とも発言している。

オバマケアがはじまって7年近くたつのに、共和党は医療改革の概要さえも示していない。なぜなのか？ 実のところ不思議でも何でもない。オバマケアに反対する人々が多いが、持病があっても保険に入れるようにするといった改革の中身には、大多数の人々が賛同している。しかし、それを実施するとすれば、政府の医療政策を大幅に拡充するか（共和党の優先事項とはとても思えないが）、民主党が通した法律によく似たものを作るしかないのだ。共和党にとって分が悪いことには、批判を受けながらもオバマケアは現在そこそこ順調に施行されている。1300万人の人が政府の運営するサイトで保険を買ったからである。無保険のアメリカ人の数は市場最低になった。もし共和党が規制緩和を進め、政府支出を大幅に削減するためにオバマケアを変更したり破棄したりすれば、かつてのように保険会社が自由に加入者を選ぶようになるだろう。その結果、200万人ものアメリカ人が保険を失うことになるだろうが、その人々の大半とは、トランプ氏に投票した人たちなのだ。

本日の新聞には、共和党の「オバマケア撤廃案」が掲載されている。共和党の予算委員会はオバマケア撤廃のための決議案を提案したという。しかしその「代案」ははっきりしておらず、実際に撤廃されるのか、どのように修正されるのかは現状では全く不明である(朝日新聞1月6日号)。私たちはオバマケアが与える思いの外に大きい影響を、見守ることしかできないのだろうか。(2017年1月6日)。

<参考文献>

書評：斉藤環「賛否わかるオバマケア」（朝日新聞2015年1月18日号）

杉本貴代栄著『アメリカ社会福祉の女性史』（2003年、勁草書房）

<https://obamacare.net/obamacare-summary/>

<http://obamacarefacts.com/obamacare-facts/>

（NPO法人「ウイメンズ・ボイス」理事長）

書名：

『これからの社会的企業に求められるものは何か：
カリスマからパートナーシップへ』

(牧里毎治監修、ミネルヴァ書房、2015年)

評者：岩満賢次 (愛知教育大学教育学部)

本書は、「社会的企業の『カリスマ像からの脱却』と『パートナーシップの明確化』」(はじめに)をテーマとした著書である。近年社会的企業に関する著書や論文は増え続けてきており、その注目の高さがうかがえるものの、その中には、本書で指摘されるように「カリスマ」的な社会的企業を追い続ける社会の反省が視野に入っている。

まず、本書の構成を紹介したい。本書は理論編と実践編に分かれている。第一部の理論編では3つの章にわたり、第1章「社会的企業の意義と可能性」、第2章「公共サービス政策と社会的企業」、第3章「社会参加を促進する社会的企業：障害者の労働参加の事例から」について論じられている、この第一部では、社会的企業のタイプを「公共サービス参加型事業」「コミュニティ基盤型事業」「問題対応型事業」の3タイプに類型化している点は新しい試みと言える。

第二部の実践編では、6つの章で構成されている。第4章「コミュニティとの関係から生まれるしごとづくり：リフレかやの里」、第5章「ストリートチルドレンへの職業訓練：フレンズ・インターナショナル」、第6章「ケアと住宅の共存を志向する：サポータティブハウス」、第7章「共感とつながりを生み出すコミュニティ基盤型事業の展開：住まいみまもりたい」、第8章「コミュニティ活性化と多文化理解の促進：コリア

NGOセンター」、第9章「フェアトレードによるコミュニティ・エンパワメント：アピクリ」について論じられている。この第二部では、第一部での社会的企業の類型化に基づき、国内外の多様な事例をもとに、社会的企業の実践を紹介している点が興味深い。

本書の意義は、地域福祉における社会的企業の意義・役割が明確になっている点であろう。障害者の社会参加、ストリートチルドレンへの職業訓練、生活困窮者のケアと住宅問題、高齢者の相談・生活支援、多文化理解、フェアトレード、若者支援、要介護者の旅行といった多様な生活課題に取り組んでいる社会的企業を事例として挙げながら、地域において社会的企業がどのように位置づけているのかという点が生き生きと描かれている。これらの社会的企業は、第一章で説明のある「公共サービス参加型事業」「コミュニティ基盤型事業」「問題対応型事業」のそれぞれの特徴を如実に表すものである。神野直彦・牧里毎治編著『社会起業入門—社会を変えるという仕事』(2012年、ミネルヴァ書房)における地域福祉と社会的企業との関係性の議論とあわせて読むと、より理解が進むであろう。

最後に、本書の今後の期待する点を二つ記したい。第一に、本書では、副題を「カリスマからパートナーシップへ」とされており、社会的企業の中でも地域福祉におけるパートナーシッ

プ重視であることは極めて明快に理解できる。
しかしながら、カリスマ型の社会的企業の課題はどこにあるのであろうか。カリスマ型の社会的企業の存在意義はないのであろうか。第二に、法人形態についてである。本書では、ヨーロッパ型の用法を用い、社会的企業を非営利組織として論じている。日本では社会福祉法人を中心とした多様な非営利法人形態が存在しており、現在社会福祉法人改革を中心とした非営利法人の改革が議論となっている。この社会的企業の議論がこれらの非営利法人のあり方を超えていくのか、もしくは新しい方向性を見出せるのか、折を見て議論をしたい。

ソーシャルワークという倫理

『ソーシャルワークの倫理と価値』

(サラ・バンクス著／石倉康次／児島亜紀子／伊藤文人監訳 法律文化社 2016年)

愛知県立大学名誉教授

須藤八千代

はじめに

上記の翻訳書が昨年、出版された。ただ私はサラ・バンクスについては、本書の監訳者でもある児島亜紀子、伊藤文人らの研究を通じて理解してきたにすぎない。それは私の浅学のためであるが「全世界で4万冊近く発行され、ソーシャルワークの高等教育機関や現場の実践者を中心に読み継がれてきた」本書が、これまで日本で翻訳されていなかったからだと言いつけることにしよう。

それだけでなく、倫理と価値という大切なテーマの理解が十分でなかった背景には、日本におけるソーシャルワークの受け止められ方も絡んでいる。日本ではソーシャルワークは方法論、倫理や価値は社会福祉の原理論で福祉哲学の領域という分け方がある。学会誌『社会福祉学』においても、「理論・思想部門」と「ソーシャルワーク部門」と区分されている。そしてその間で人も研究も分断されているという日本の状況が、私たちを倫理や価値から遠ざけてきたのである。

本論は単にバンクスの翻訳を読んで書評するのではなく、バンクスと日本のソーシャルワーク倫理研究との繋がりや、さらには私のソーシャルワークの経験などから倫理を再考するものである。したがっていわゆる「書評」というスタイルを逸脱していることをあらかじめことわ

っておきたい。

本書の「監訳者解題」にも書かれているように、日本でもソーシャルワークについて多くの書籍が出版されているが、倫理に関するものは訳書も含めきわめて少ない。また「倫理的省察を促すための研究教育方法論が発達していない」（伊藤文人）という指摘も耳が痛い。実際、私も大学のソーシャルワーク教育に携わったが、倫理的省察を促す教育ができたとは言えない。

長年、自治体のソーシャルワーカーを経験してから教壇に立った私には、「援助技術論」と銘打つテキストの内容を伝えることがソーシャルワークを教えることなのかという苦悩がつきまとった。私は次のように書いている。

私はソーシャルワーカーとしての現場での経験の方が長い教師である。自分の講義のタイトルとした「ソーシャルワークとは何か」は、私自身に向けた問いでもあった。また私は「ソーシャルワークは、教えることができるのか」というジレンマも抱えていた。そして「学生に彼らを知るべきことを教えることはできない、しかしコーチすることはできる」（D・ショーン）と知っている。（P.37）¹⁾

さらに倫理や価値の論文にアリストテレスを

はじめとして、ブーバー、カント、レヴィナス、ロールズ、フーコーと西洋哲学の巨星が並ぶと、私たちは身構え一層、倫理や価値というテーマから遠ざかる。特に日本では、これらの文献は外国語を通じて受け止める難解かつ高尚な「哲学」というイメージが強い。それらの文献を理解して初めて、ソーシャルワーク倫理がわかると考えると実践者も研究者も弱気になる。それがソーシャルワーク全体から倫理や価値への関心を欠落させたともいえる。

バイステックの7原則

ソーシャルワークのテキストには、必ず最初に「倫理と価値」についての一章がある。ただそれは援助技術論に入るために置かれたゲートの様なものである。その原理的かつ普遍的な理念の崇高さがソーシャルワーカーを戸惑わせる。

それらのテキストのゲートで「倫理と価値」として示されるのが、バイステックの「ケースワークの7原則」である。バンクスもカント派道徳哲学を検討するにあたりバイステックを取り上げ、原理として「驚くほどの影を及ぼしてきた」という。曖昧で定義しにくいソーシャルワークの中で、これほど簡潔にまとめられた原理はないからであろう。しかも精緻に整えられ人間尊重という世界共通の価値観として、時代を超え宗教を超えて承認される原理であるからこそ、大きな影響を与え続けているのである。

バイステックの原則に一貫するテーマは、「カント派のテーマである自己決定を行う存在としての個人の尊重」だとバンクスはいう。しかし次のように書いている。第一にバイステックは、これを「倫理原則そのものとする意図はなかった」。原理ではなくソーシャルワークの手段とみなしていたのである。また第二にこれはソーシャルワーカーとクライアントの二者関係、すなわちケースワーク関係を前提とし、かつクライアントは援助を求めて自分から来る人という

前提で書かれている。さらにいうなら、法的な介入もなく家族、集団、コミュニティなどそれ以外の対象が想定されていないところでの「手段」である。バンクスの解釈を引用しておこう。

これらの原則は、個々の利用者がどのようにソーシャルワーカーに支援されるべきかという、**関係性の内容 (content of relationship)** に焦点づけている。バイステックにとって、物事が道徳的な性格を帯びている限りにおいて、道徳的な事柄は、社会正義や責任に関する問いというよりも、むしろ個人の権利や自由の概念をめぐるものが中心だった。社会正義や責任という問いとは、ソーシャルワーカーを喚起させるような、行為体と社会の文脈に関心を寄せるとのことである。(本書p.57)

このようにソーシャルワークのごく一部だけを対象にした原理が、実際には倫理原則となって日本だけでなくイギリスでも大きな影響を及ぼした。原則ありきという「リスト・アプローチ」や二者関係への限定またカント派の枠組みは、すでに80年代から批判されていたとバンクスはいう。3章でバンクスはギリガンやノディングスを取り上げ、原理論的倫理がいかに乗り越えられたについて書いている。ギリガンやノディングスは日本でもすぐに翻訳され、看護や教育だけでなく倫理学や哲学など多くの分野に影響を与えた。

しかし日本のソーシャルワークは研究でも実践でも、バイステックの原則をカントに遡って批判的にとらえることもなく、倫理と価値の代名詞として残してきた。それは日本の社会福祉の実践現場にとって、カントの名前は知らなくても人間尊重という近代的な理念が果たした役割は大きく、自己決定の原則も、個人より集団が優先される日本社会と抑圧的な社会福祉の現

場において、権力的な構造に対抗する有効な力であったからである。また研究でいえば「理論・思想部門」と「ソーシャルワーク部門」を区切る壁のせいかもしれない。

しかしバンクスはバイステックに関連して次のようにいう。

ソーシャルワーカーは、倫理原則から利用者の自己決定の尊重および促進を単に導くような、自立的な専門職ではない。彼（女）らは、ふつう機関に雇われており、法律や手続きといったルールの制約のなかで、公共の善や社会全般の福祉（well-being）を増進させるために働かなければならない。功利性（最大幸福の増進）や、正義（できるだけ広範にかつ/または公正に財を分配すること）に関わるような別の倫理原則が重要になる。（本書p.57）

日本でこのバイステックの自己決定の原則を批判的に検証したのは児島重紀子である。「誰が『自己決定』するのか—援助者の責任と迷い」で、ソーシャルワーカーの側から誇らしげに持ちだされたバイステックの自己決定の原則が呼び込んだ「誤認」や、当事者の戸惑いを指摘している。²⁾ 目の前の現実の中で有効であったがために「自己決定至上主義」がはびこった。それが自己責任論に帰結して、当事者を援助するどころか苦しめているという鋭い指摘である。

その思想的系譜であるトマス・アクィナス、スピノザ、カントというバンクスのいうカント派哲学の「桎梏」が、このようなイデオロギーをもたらしたという。児島の言葉を借りれば、私たちはソーシャルワーク教育の中で教えられるバイステックの原則を「すすんで主体化し」、かつそれに「隷属化」してきたのである。

文化や宗教の違いだけでなく、自分たちの日常の経験に照らして感じる「違和感」をソーシ

ヤルワーカーになるために拭い去り、バイステックの原則を内面化する教育が行われた。カント哲学の「自立した理性的主体であれ」という要請は、ソーシャルワーカーの主体性を奪ってきたのかもしれない。児島は次のように書いている。

主体になるために、われわれは自由主義というイデオロギーのなかに投げ込まれる。主体なるものがあらかじめ存在していて、それがイデオロギーを作るのではない。イデオロギーこそが主体を形成するのである。そしてこの主体化とは隷属化である。イデオロギーがまずあってそこにわれわれが投げ込まれることにより主体化すること、ここにイデオロギーと主体をめぐる重要な問題が横たわっている。（同書p.238）

どのようなイデオロギーの呼びかけに応えるかによって、ソーシャルワーカーの中身が決まってくるということになる。ソーシャルワークは技術や方法ではない、とソーシャルワーカーたちが感じていても、ソーシャルワークと銘打って集積された技術やソーシャルワークモデルを目の前に並べられると、そのような日本のソーシャルワークの潮流に「隷属する」しかない。そこで私のような反骨精神旺盛な人間は、「これがソーシャルワークなら私はソーシャルワーカーではない」とうそぶくことになった。

ソーシャルワークの倫理

バンクスは原理論的倫理アプローチに代わる倫理として、「徳の倫理」、「ケアの倫理」、「近さの倫理」、「ポストモダン倫理」を検討している。実際のソーシャルワークの経験からすると、ソーシャルワーカーやクライアントの人間性に絡む感情や動機、そのときその場の状況、様々な相互性や揺らぎなど具体的で固有の現実抜きに

定立されてきた倫理原則にはどこか嘘だ、という感覚がつかまとう。

ポストモダンの時代に登場したこれらの倫理観は、そのような実践者のこれまでの違和感に寄り添うものである。そのなかで日本の福祉哲学、福祉倫理学の研究者は、レヴィナスに強い関心を寄せている。中村剛は「近さの倫理」をもたらすレヴィナスの「顔の体験」から、「私が生きている世界に、私と同様に唯一無二のかけがえのない他者が立ち現れてくる。このことが倫理である（熊野1999：146）」と述べ、「他者への責任」と「愛という働き」が倫理の本質だとした。³⁾

ただこのような「倫理の本質」を、ソーシャルワーカーが受け止め内面化するのには簡単ではない。レヴィナスほどの濃い経験（アウシュビッツ生存者）を私たちが持たないだけでなく、今日ソーシャルワーカーは、組織や法、制度のもとで雇用された専門職に過ぎない。その現実寄り添うために、様々な倫理が展開されてきた。このような本質論は倫理の起点（バンクス）にすぎない。

それだけでなく、この本質がユダヤ教やキリスト教文化のなかにあり、「それは、行為者である“この私”の外部にある理法（規範や価値）ではなく、責任や愛の働きにより、自らの内側から湧き起る自発的な行為を、そして責任を負う主体の自由を促すもの」とまで言われると、キリスト教やユダヤ教から遠く離れて生きている日本のソーシャルワーカーにとって、倫理はますます遠ざかる。

グローバルな時代とはいえ、どのような国のどのような状況の下にある倫理かは重要である。倫理はソーシャルワーカーの内側から現実的な形で現れなくてはならない。バンクスもレヴィナスが「倫理」と呼ぶものを倫理の起点として、「徳の倫理」、「ケアの倫理」、「近さの倫理」、「ポストモダニズムの倫理」まで広げた。さらに仏

教や儒教の仁の概念にある関係性や責任まで俯瞰している。

ソーシャルワーカーの経験の中から倫理を発見し、それを倫理学や哲学で肉づけしてソーシャルワーク倫理につなげていくことが必要である。そのために本書は、ソーシャルワーカーから提供された事例を数多く組み込んでいる。

すでに1990年代からソーシャルワーク倫理は再考の段階にあると言われている。⁴⁾「実践の場で起こることや、行為者のおかれた状況や文脈を重要視する立場」と「文脈や『関係性』に焦点づけ、倫理の基盤としてのケアを重視する立場」という二つの潮流である。それがバンクスが並べているいくつかの倫理である。

児島はカント派のソーシャルワーク倫理への「違和感」から、「『普遍なるもの』は具体的な意味内容を持たない、抽象的で空疎な概念」だからだと考え、レヴィナスの思想にこそ、その解決の糸口があるとレヴィナスをソーシャルワーク倫理につなぐために研究を重ねてきた。⁵⁾

関連する論文は2015年に出版された『社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か—利用者-援助者関係を考える』の第1章『他者に基礎づけられた倫理』の可能性—「傷つきやすい他者への応答」でさらに進化している。⁶⁾ あらためて、なぜレヴィナスかと問いかけてみよう。

ソーシャルワーカーは「受動性のうちに開花する倫理的主体」（同書p. 12）であると児島はいう。これまでの能動的主体の哲学をひっくり返すレヴィナスに私たちが惹きつけられる。レヴィナスのいう他者は「顔」として私たちの前に現れる。私たちは他者に呼びかけられて応答と責任を負う。

私は現在、ある機関で電話相談員をしている。夫のDVに傷ついた女性が電話をかけてくる。その苦悩を電話で聴く。それは声の相貌が直接ぶつかる場である。相談員は他者の傷つきに直接触れることで、自分自身も心に痛みを受ける。

電話相談は多くが匿名であり相談員も名乗らない。にもかかわらず、電話によって突然に一对一の関係性に引きずり込まれ、応答を迫られる。一回一回が「他者との遭遇の場」となるのが電話相談という仕事である。

電話相談という閉じられた二者関係は「猶予なき直接性であり近さ」というレヴィナスの言葉そのものである。「顔」が見えない分、相手について想像力が引き出される。また声と言葉、そこから伝わる感情は生々しく耳に触れてくる。

児島は他者に目覚めていることをソーシャルワーカーに求めている。私は著書『相談のカー男女共同参画社会における相談員の仕事』で、相談員という仕事の理論化を試みた。⁷⁾ 相談員が相談者と出会い、相互性をもとに相談のプロセスを始めるためには、人に目覚めていなければならない。そうでなければ、顔と顔の出会いの中で相談は始まらない。「近さの倫理」が始動しない。

相談者は問題とそれにまつわる苦しみをもって現れる。「他者の苦しみを苦しむ受動的な主体」が相談員である。このような「人と人との根源的な関係のありよう」こそレヴィナスの教えるものである。

しかしバンクスがいうように社会的役割を担うソーシャルワーカーは、二者関係にとどまることは許されない。電話相談でも夫からのDVに対しては、一時保護や警察の介入、経済的支援などそれに続く役割がある。二者関係にとどまることはできない。

児島もレヴィナスのなかから「第三者」すなわち社会性を引き出している。法的・政治的責任もソーシャルワーカーにかかってくる。そのとき「他者の個性と単独性を要請する『正義』」と、「一般性と普遍妥当性を要請する『正義』」が求められる。レヴィナスの倫理はこの二つを「連続体」としていると児島はいう。⁸⁾ ソーシャルワーク全体を考えるなら、この二つが繋がって

なければならない。社会性、社会正義に向かうことがソーシャルワークである。バンクスは社会正義の一部として個人的な正義にどれだけ関わるかがソーシャルワーク倫理だという言い方をしている。(本書 p. 105-106) 倫理再考は、このようなチャンネルを持っているともいえよう。

この二つの正義をつなぎ合わせるものとして、児島はデリダの「歓待」を持ち出す。少し唐突にも感じる歓待は、すでに鷺田清一によっても臨床哲学の支柱として、レヴィナスとともに展開されている。⁹⁾ 鷺田は「聴く」という受け身に見える行為が持つ意味を、臨床哲学の切り口とした。

そして「聴く」という受動性は「歓待の掟」なしに有効な力にはならないと考える。鷺田はこの本でソーシャルワーカーも含め、ホスピタリティを仕事とする職業を並べている。私は「社会福祉援助技術演習」という授業で、この本をずっとテキストに使ってきた。勿論、学生から「難しくてムカつく」と言われたこともある。

鷺田は「ホスピタリティ」(歓待)が「傷つきやすさ」(ヴァルネラビリティ)と結びついている理由をレヴィナスで説明する。私たちはホピタリティというとホテルが客をもてなすときのキャッチコピーを思い出す。ホテルだけでなくホステス、ホストなどは最大限に客をもてなす職業である。

そのホスピタリティ(歓待)を求めて客は来る。彼らは余所から来る者で他者に迎え入れられる人である。「みな余所からくるのだ」「われわれみなが異邦人だ」とシェレールはいう。そこに「客」として難民や亡命者、外国人労働者そしてホームレスという様々な「客」の存在が浮かび上がる。

「客」は歓待されなければならない。私たちは「客」を歓待しなければならない。私たちは普通、家に余所の人があるとてなす。それが

ホスピタリティ（歓待）である。病院に来る人、福祉事務所や相談機関に来る人は、余所から来る「客」である。このようにして歓待論は臨床論につながる。

しかし「歓待は廃れてしまったのだ」、「現代の世界において、歓待とはほとんど狂気の沙汰、愚痴を意味しているのではないだろうか」というシェレルの言葉は、まさに今の難民問題にゆるる現代の世界を言い当てている。しかしソーシャルワーカーという仕事は、「客」を歓待するという役割から逃れられない。社会正義を担うとはそういうものである。

ただバンクスは児島ほどレヴィナスにこだわっていない。「倫理の起点」にとどめて通過している。そこで私たちも少し先に進むことにしたい。

事例を書く、事例を読む、事例に答える

本書は各国の事例を取り上げている。日本の福祉事務所の事例も最後に出てくる。研究者を通じた研究のグローバル化の成果である。事例は国や社会状況の違いがあるとはいえ、日本の経験と断絶した内容ではない。例えば地域での在宅生活は難しいと判断されるにも関わらず、サービス利用をかたくなに拒否する「事例1-1」のような現実も、私たちの目の前にいくらでもある。性的虐待で妊娠する少女、幼児が母親のボーイフレンドによって虐待死する事例など、日本の児童相談所の抱える問題と同じである。人種や亡命者、難民などをめぐる事例も、日本における外国人移住者問題とつながってくる。これらの事例についてバンクスは次のように書いている。

彼らが私に与えてくれた記述は、すでにかんがりの程度選別されており、それらの記述は倫理的な問題やジレンマを例示するために関連づけられる彼（女）らが考えたことから必然的に構成されている。これらの

記述は、性格や状況よりも、行為、判断と決定を扱っている。（中略）私は必然的に、自分で重要で、現代的意義があると考えられる倫理的な諸次元に光を当てた物語を創造してきた。（本書p. 233）

またその前に次のようにも書いている。

ソーシャルワーク実践の日常性の大部分は、困難な事例のなかでの意識的かつ熟慮された判断と決定を下すことを伴っていないことに留意することは重要である。むしろそれは仕事に対する決まりきった行為、態度、アプローチや指向性に含まれている。（本書P. 232）

ソーシャルワーク倫理を明らかにするために、どのようなところに焦点を当てて事例を書くか極めて難しい作業である。20年以上前、ソーシャルワーカーとして働いていたころ、倫理的ジレンマをテーマに研究者のインタビューを受けたことがある。倫理的ジレンマという概念を十分理解していない私のインタビューは役に立たなかったに違いない。困難な事例、悩む事例はたくさんある。それを倫理的ジレンマととらえるためには、ソーシャルワーク倫理が理解されていなくてはならない。

私は働きだして25年ぐらいたった時期に『歩く日—私のフィールドノート』というエッセイ集を出した。¹⁰⁾ 福祉事務所という組織において法や制度に従って仕事をするソーシャルワーカーには、業務上のケースファイルには書かない様々なエピソードや自分の思いがあり、それを書き残しておきたいという強い気持があったからである。

その本の「II 死を巡る人々」は、自殺した人びとのことである。書き残そうとしたのは、私に彼らの苦しみと死を社会に向けて明らかに

する責任があると感じたからである。一番近くでその人と状況や文脈を知る私が受けとめた自殺と、社会からみる自殺の意味は違う。その二つをつなげるために書いておかなければならないと考えたのである。死は私の倫理感覚を鋭く刺激した。

これまで書かれてきた多くの事例は、ケースの客観的情報やソーシャルワーカーのエビデンスに基づく行為、活用されたサービスや社会資源、そしてその結果などをまとめたものである。焦点があてられるのはソーシャルワーカーの受動性でなく能動性を示すことであった。そこでは感情や関係性、状況など曖昧なものは排除することがルールである。しかしこのようなソーシャルワーカーの内側が見えない限り、ソーシャルワーク倫理の探求は難しい。

拙書『ソーシャルワークの作業場 - 寿という街』でも、ドヤ街に住む精神障がい者の状況が出てくる。¹¹⁾ 多くは医療につながらず路上で、ホームレスとなっていた。普通は病気であれば病院に入院させ、また服薬を勧めることがソーシャルワーカーの役割である。それが良いソーシャルワーカーである。しかし現実はそのほど単純ではない。私は次のような事例を書いている。

街には一年中、路上にいて季節の境目には激しく怒鳴り声を上げる女性がいた。何が入っているのか重そうなリュックを背負い、両手にも大きく膨らんだビニール袋を持って立っている。落ち着いているとき、目が合えば私たちは挨拶し合った。「今日は」とか「いかがですか」と声をかけると、「おかげさまで何とかやっております」と上品に挨拶を返す。年末の寒い日に「年末年始の二週間は入れるプレハブ住宅が、寿生活館の前にてきていますが、入りませんか」と声をかけた。しかし、「大丈夫です。ありがとうございました」と固辞されてしまった。(同

書 p. 88)

私は生活保護さえ受けようとし、しかし明らかに重篤の精神障害のこの女性との関係性を意識して、挨拶や声かけをし続けてきた。周りには男たちが座り込んでいる。誰もが「おかしい」「精神病だ」と分かっている。しかし排除されることはない。その光景は日常的なものになっていた。周りにいる男たちから、彼女には落ち着きたい時期もあり、また帰るところもあるようだと言った。

年末年始の間、私たちは休暇に入る。冬の寒さも厳しい。ホームレスの凍死も珍しくない状況である。私がシェルター利用の声をかけたのもこれまでの「関係性」を通じてである。しかし、そこにはいくつかのジレンマがある。この女性を路上から保護するとなると、そのプレハブ施設ではなく精神病院の保護室になるだろう。そしてその保護室からこの場所に戻ってくることは難しい。

精神病院の入院は、患者にとっては自由を失うことであり、ふたたび社会に戻ることができかわからない。入院という保護は、私たちの社会からこのような人を排除し隔離するという意味も持つ。そういうジレンマをさんざん経験した。精神科治療、この女性の意思、寿町というドヤ街の状況などそこにはいくつもの倫理的踏み絵がある。

私が引き下がったのは、女性の自己決定を尊重したということではない。それは女性をケアする、保護する、治療する責任とともに何が社会正義かと考えた結果である。そしてある時期から、女性は姿を見せなくなった。

ソーシャルワーク倫理を深めるために、ソーシャルワーカーは自分の内側にある倫理や価値観に注目しながら、事例を書く、語る、議論する作業をしなければならない。

本書の最後に「討論のための事例7：日本の公

的福祉事務所の中に形成されたソーシャルワーカーのジレンマ」という日本の事例がある本書(p.269-272)。4人の子どもを持つ母子世帯で生活保護を受けている。しかし母親や子どもに知的障害があり、生活費のやりくりだけでなく子どもの養育にも支障をきたしている。組織的見解として、母親の能力からも母子分離し子どもは児童養護施設に入所させ、母親は単身で生活保護を適用することになった。しかし担当の新人ワーカーは母子の間の愛情や子どもを手元におきたいという母親の気持ちを考えて、この母子分離の結論に同意できない。

しかし「家族を支援するための他の方法」を模索するがうまくいかず、子どもを施設に預けるよう母親を説得することになった、と締めくくられている。児童虐待の事件などが起きるたびに、親子関係とその分離を巡って倫理的ジレンマが深まる。そのジレンマを放置している間に、子どもの命が失われることもあり、社会からソーシャルワーカーは責任を追及される。

この事例も同様な状況をはらんでいる。ただ「処遇方針」を決定をするだけでなく、この新人ワーカーに倫理的ジレンマを言語化するよう査察指導員は働きかけなければならない。そのときケアと「共感の罍」についての児島の言葉が参考になる。相手との「近さ」と適切な距離感について、またワーカーの持つ母子観や家族観について、関係者それぞれが掘り下げソーシャルワークの倫理を考えることが大切である。

児童相談所でスーパーバイザーをしていたとき、ソーシャルワーカーが自分の家族、親子関係、父、母のイメージをそのまま事例の理解に持ち込み、一方的に批判したり、また「共感の罍」に落ち込んだりする様子を見てきた。

個人的な倫理と社会正義をつなげ、ソーシャルワーカーを倫理主体にしていくためには、ホスピタリティ（歓待）以上の何かが必要かもしれない。このような困難な事例との遭遇によっ

て倫理は磨かれる。

ただしこの事例を日本で読むと、なぜ母子生活支援施設という母子を一体で支援する社会福祉施設を使わないのか疑問に思う。このような母親と子どもを分離せず濃密にケアできる母子生活支援施設は日本の重要な社会資源である。そうすれば新人ワーカーの倫理的ジレンマの問題は解決できる、と思いながら読んだ。そして敢えて倫理的ジレンマを浮かび上がらせるために、事例はこのように書かれたと理解した。

翻訳という作業

私も10年以上抱えていた翻訳作業を終えたばかりだ。¹²⁾ 翻訳の大変さを身に染みて感じている。英語以上に日本語の難しさも痛感した。また同じイギリスの文献、しかも同じダラム大学の教授というドミネリとバンクスの共通性からも本書に親しみを感じた。おまけに昨年秋、別の用事で世界遺産のダラムに滞在し大学の様子も見た。

ただ本書の翻訳については戸惑いも大きい。バンクスの主著であるだけに残念な気がする。翻訳するとは、読者に日本語で読み、日本語で理解できるように伝えるという作業である。例えば先の事例についても、日本語訳なら当然この内容から「public welfare office」と書いてあっても、「公的福祉事務所」ではなく「福祉事務所」とした方がいい。

どのように訳すかは訳者がどのような言葉を選択するかにかかってくる。したがって私が違和感を持って仕方がないと諦めつつ読んだが、いくつか指摘しておきたい。本書には様々な人名も出てくる。一般に本を作るとき、編集要綱や打ち合わせで表記スタイルを決める。例えば人名を英語表記にするか日本語表記にするか確認し、一貫性を持たせる。しかし本書ではその表記もバラバラである。

例えば「ビーチャムとChildress」「ビーチャム

とチルドレス]、「バンクスとGallagher」「BanksとGallagher」という英語と日本語が混在する表記が左右のページに並ぶ。また「構成〔築〕主義者」(p. 181)のように選択する訳語を決めないまま併記し、さらに訳者が挿入する原文にない言葉が〔 〕で混じり読みにくい。つまり原稿の最終校正が不十分だという印象が強い。

例えばp. 99の「しかしながら」以下の4行も分かりにくい日本語である。原文もまた複雑である。訳者にも読む側にもポストモダニズムに関する知見が求められる。たださらに読者の理解を阻むのは、原文の最後にある「a good example is Leonard,1997」という重要な情報が洩れているからある。

レナードの文献は、「ポストモダンの世界から福祉を再考し、解放のプロジェクトとして再構築を試みる」ソーシャルワークのポストモダニズム理論の重要なものである。¹³⁾ レナ・ドミネリもポストモダンフェミニズムを取り上げて「ソーシャルワーカーたちを無力化することなく、人間の固有性に応答することができるように力を貸してくれる」とレナードを評価する。一方フェミニストの結束と洞察を活用することでポストモダンの社会福祉が実現するというレナードについて、フェミニストとして共感しつつ、それはポストモダニズムか、という疑問も呈している。¹⁴⁾

私自身、翻訳の難しさと自分の浅学、非力さを自覚し翻訳を何度もあきらめようとした。したがって本書の翻訳にこれ以上、言及するつもりはない。しかし極めて重要な文献であるだけに、原稿の最終校正において人名表記の統一や、原文にない言葉の挿入のルール、訳語の選定などについて丁寧な「念校」作業が欲しかった気がする。

翻訳作業には大変な労力と時間がある。英語力だけでなく、原書が持つ幅広い知識の深層を知らないと翻訳の言葉が選べない。読者に伝え

ることができない。専門書は特にそうである。日本では多くの人文科学研究が翻訳によって成立している。そのためすでに翻訳されている文献の場合、それがどのような日本語としてアカデミズムの中で流通しているのか知っていなければならない。それだけでなくソーシャルワーク感覚も必要となる。

私は英語能力が不十分なため、ソーシャルワークの分野で海外の優れたソーシャルワークの文献が翻訳されることを期待している読者である。日本語で自由にそしてたくさん海外の文献を読みたい。ソーシャルワーク分野の翻訳は日本でさらに進まなければならない。

おわりに

ソーシャルワーカーは「受動性のうちに開花する倫理的主体」であるともう一度繰り返しておこう。しかしもう少し平易でわかりやすい表現の方がソーシャルワーカーに寄り添う気がする。そこで私が共感したビル・ジョーダンの言葉を紹介しておきたい。彼はソーシャルワーカーとはどんな人間なのかを次のように表現している。

理解力およびつらく苦しかった体験を含む人生経験を活かす能力、率直に自分を疑ったり批判できる度量、試行錯誤を行える能力、他人の生活やライフ・スタイルに対して好奇心が強いこと、問題行動を起こす人の気持ちを洞察できること、難題に直面した際の謙虚さと決断力が兼ね備わっていること、少なくとも社会における苦難や不正に対して批判的に考えられる能力、社会がどのように機能し、弱者をどのように取り扱うかについて理解が及んでいること、失敗にめげないしたたかさ、ユーモアのセンス、仕事以外で熱中できることおよびリラックスの仕方を身につけていること。

私はこのビル・ジョーダンの人間観を、日本ソーシャルワーカー協会（JASW）の会報で紹介したことがある。レヴィナス、ロールズ、フーコーを読んでいなくてもこのような人なら私たちの身近にいる。

イギリスのように、深い学問的見識とともに

ソーシャルワーカーに寄り添って倫理を伝えていく仕事は日本のこれからの課題である。

注・文献

- 1) 須藤八千代（2009）「ソーシャルワーカーを導く知」杉本貴代栄・須藤八千代・岡田朋子編著『ソーシャルワーカーの仕事と生活』学陽書房, 24-38.
- 2) 古川孝順・岩崎晋也・稲垣公一・児島亜紀子（2002）『援助するということー社会福祉実践を支える価値 規範を問う』有斐閣, 210-256.
- 3) 中村剛（2016）「社会福祉における倫理の本質と内容」『社会福祉研究』第127号 鉄道弘済会, 21-28.
- 4) 児島亜紀子（2010）「ソーシャルワーク倫理におけるオルタナティブ：2大規範から文脈、関係、他者に 基礎づけられた倫理へ」『社会問題研究』59 大阪府立大学, 7-19.
- 5) 関連論文として（2004）「認識に先立つ召喚：レヴィナスから援助原理へ」, 「『他者の - ために - 死ぬこと』あるいは苛烈な原理：レヴィナスから援助原理へ、ふたたび」『社会問題研究』53（2）1-26, 95-116.（2012）「架橋する実践：ソーシャルワークの価値と倫理における『正義』および『ケア』をめぐる」『社会問題研究』61 大阪府立大学, 15-28.
- 6) 児島亜紀子編著（2015）ミネルヴァ書房, 2-26.
- 7) 須藤八千代（2016）「相談とは何かー相談論試論」須藤八千代/土井良多江子編著『相談の力ー男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店, 9-36.
- 8)（2004）「『他者の - ために - 死ぬこと』あるいは苛烈なる原理：レヴィナスから援助原理へ、ふたたび」『社会問題研究』53（2）大阪府立大学, 95-116.
- 9) 鷺田清一（1999）『「聴く」ことのかー臨床哲学試論』阪急コミュニケーションズ
- 10) 須藤八千代（1995）ゆみる出版.
- 11) 須藤八千代（2004）誠信書房.
- 12) Dominelli,L (2002)*Feminist Social Work Theory and Practice*,Palgrave Macmillan, レナ・ドミネリ/須藤八千代訳（2015）『フェミニスト・ソーシャルワーク - 福祉国家・グローバリゼーション・脱専門職主義』明石書店
- 13) 田川佳代子（2012）「ソーシャルワーク再考ークリティカル理論、ポストモダニズム、ポスト構造主義ー」『社会福祉研究』14巻 愛知県立大学, 1-10.
- 14) 12) 同書、P.75, p.117
- 15) Jordan,B (1984) *Invitation to Social Work*,London:Basil Blackwell,ビル・ジョーダン/山本隆訳（1992）『英国の福祉ーソーシャルワークにおけるジレンマの克服と展望』啓文社, p.179.

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会 (以下、「委員会」と略す) を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
 - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
 - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿3部及びCD-ROMを提出する。
 - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
 - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
 - (5) 1枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
 - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5つ以内）を記す。
 - (7) 3枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年8月末日とし、発行は3月30日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびCD-ROMは返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

査読規程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：研究ノートへの変更、E：不採用の5段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

<査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

<依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

査読①

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル

I 項目別評価 (各項目ごとに該当する評価 1 つに○をおつけください)

	評価基準: a 適切 b 不適切 c 非該当		
1 執筆要領 (注・文献も含めて) に適合しているか	a	b	c
2 先行研究を的確に踏まえているか	a	b	c
3 研究目的は明確であるか	a	b	c
4 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b	c
5 研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b	c
6 使用されている概念・用語は適切であるか	a	b	c
7 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b	c
8 論理の展開には一貫性があるか	a	b	c
9 考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b	c
10 表題は内容を適切に表現しているか	a	b	c
11 要旨の内容は適切であるか	a	b	c
12 省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b	c
13 図表の体裁 (タイトル・単位・形式) は整っているか	a	b	c
14 図表は本文の説明と適合しているか	a	b	c
15 研究倫理上の問題はなにか	a	b	c

II 掲載についての評価 (該当する項目 1 つに○をおつけください)

評価	A 無修正で掲載可 B 修正後に掲載可 C 修正後に再査読 D 論文から研究ノートに変更して掲載 E 不採用

査読年月日 年 月 日 査読者署名

査読②

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル

編集後記

- ・今回の号では、前編にて高島進先生の追悼シンポジウムを掲載しました。
- ・高島進先生は日本社会福祉学会名誉会員でしたが、2016年5月24日ご逝去されました。先生は、日本社会福祉学会中部部会の発展及び、若手研究者の育成など社会福祉研究を常にリードされてきました。心からご冥福をお祈りいたします。
- ・今回のシンポジウムでは、3名の方々に高島先生の研究活動等について報告していただきました。
- ・『中部社会福祉学研究』第8号では、論文3編、書評3編が掲載されております。
- ・編集作業を通じて、研究倫理上の問題を常にかけております。本誌が学会員の皆様のご支援・ご協力により、質の高い研究を維持・発展していきたいと考えております。
- ・本誌が『中部社会福祉学研究』の議論の場として、多くの会員の皆様が投稿し発展していくことを編集部として願っております。

編集委員長 佐々木 隆志

編集委員長 佐々木 隆 志
編集委員 伊 藤 春 樹
杉 本 貴代栄
大 藪 元 康
岩 満 賢 次

中部社会福祉学研究

第8号

2017年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆 志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 山 田 壮志郎

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

(電 話) 054-265-0870

(FAX) 054-265-2180

Contents

March 2017

Symposium 1

Msako OOTOMO
Toshiaki KIDO
Shouko NAKADA
Fumito ITO
Katsuyoshi KAWAI
Kazunori KIDA

Original Article

The learning speed of care techniques and evaluation of care skills
in foreign care worker candidates
: Comparison between Indonesian candidates and Japanese care workers

Kagami ITO 11

Sustainable welfare community development in subregional
activities for welfare
– Focusing on the activities of “desired welfare community” in South Korea –

Lee SUNGHAN 23

Development of the Quality of Parenting Appraised by Adolescents
Scale: Relationship with Adolescents’
Sense of Coherence and Social Workers’ Support .

Kanako FUJITU 37
Yoshihiko YAMAZAKI
Sumie GOTOH

Book Review

Kiyoe SUGIMOTO 47

Kenji IWAMITSU 53

Yachiyo SUDO 55